

あま市 男女共同参画プラン (改訂版)

個性を認め 思いやる心を持ち
男女がともに輝けるまち



平成29年3月

 あま市

はじめに

本市では、2012年（平成24年）3月に制定した「あま市男女共同参画推進条例」の理念のもと、男女共同参画社会の実現に向け「あま市男女共同参画プラン」を策定し、様々な取組を計画的に推進してまいりました。

一方で、今日の我が国においては、人口減少や少子高齢化が進み、労働力不足が懸念される中で、働き方の見直しを通じて仕事と生活のバランスのとれた、働く人に優しい社会の実現を推進することが求められています。

国では、2015年（平成27年）に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を制定し、「第4次男女共同参画基本計画」を策定しています。

このような社会情勢を踏まえて、本市においても個性を認め思いやる心を持ち男女がともに輝くことのできる男女共同参画社会の実現を一層推進するために、「あま市男女共同参画プラン」の見直しを図り、この度「あま市男女共同参画プラン（改訂版）」を策定いたしました。

本プランでは、基本目標の一つを「女性活躍推進法」の規定による市町村推進計画に位置付けており、女性が活躍できる基盤づくりを積極的に進めていくこととしております。

今後とも、この計画に基づき女性の活躍はもちろんのこと、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場において、市民の皆様一人ひとりが個性を認め、多様な生き方ができるまちづくりを進めてまいりますので、皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました、あま市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、多くの皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成29年3月

あま市長

村上 浩司



目次

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	2
3 計画の性格	7
4 計画の期間	8
5 改訂の主な内容	8

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	9
2 基本目標	10
3 計画の体系	12

第3章 基本計画

基本目標1 男女共同参画の理解の促進	14
基本目標2 男女平等意識を育てる教育・学習の充実	20
基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進（あま市女性活躍推進計画）	24
基本目標4 様々な困難を抱える人々への支援	36
基本目標5 生涯を通じた健康支援	48
基本目標6 暴力の根絶のための基盤づくり（あま市DV防止基本計画）	54

第4章 計画の推進

1 庁内における計画推進体制の充実	60
2 市（行政）、市民、事業者等との連携	60
3 計画推進のための進行管理と評価	60
4 数値目標	61

資料編	64
-----------	----

第1章

計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義し、このような男女共同参画社会の実現は、21世紀の日本における最重要課題として位置づけています。

近年では、共働きや単身、ひとり親世帯の増加などの家族形態の変化、個人の価値観やライフスタイルの多様化など社会情勢が大きく変化したことから、男女共同参画を進める上でもより広い分野で、よりきめ細かな施策が求められるようになりました。

本市では、2012年（平成24年）に男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的に取り組むため、10年計画である「あま市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画に関する施策の推進に努めてきました。

これまでの取組により、男女共同参画社会の実現に対する意識改善は進んでいますが、依然として固定的性別役割分担意識が根強く残っている状況もあります。

一方、社会全体で女性の活躍に向けた動きが拡大し、2015年（平成27年）には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されるなど、男女共同参画社会の実現に向け、新たな取組が求められています。

そこで、このような社会情勢を踏まえ、プランの実績等を基に本市の特徴を捉え、課題に的確に対応し、時代に即した男女共同参画に関する施策を計画的に推進するため、見直しを行っていくものです。

2 計画策定の背景

(1) 世界の動き ●●●●●●●●●●

世界では、国際連合が提唱した1975年（昭和50年）の「国際婦人年」に開催された国際婦人年世界会議における世界行動計画の採択をはじめ、1976年（昭和51年）から始まる「国連婦人の十年」に続く様々な取組が行われてきました。1979年（昭和54年）には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、日本も1985年（昭和60年）に批准しました。

1995年（平成7年）に開かれた第4回世界女性会議では「北京宣言及び行動綱領」を採択、12の重大問題領域が明記され、2012年（平成24年）の第56回国連婦人の地位委員会においては「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント^{*}」の決議案が採択されました。

(2) 日本の動き ●●●●●●●●●●

① 国内行動計画の策定

国際社会における男女平等の実現に向けた取組を受け、国は1977年（昭和52年）に最初の「国内行動計画」、10年後の1987年（昭和62年）に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」、1996年（平成8年）に「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」が制定されたことを受けて、2000年（平成12年）には「男女共同参画基本計画」が策定され、その後2005年（平成17年）に「男女共同参画基本計画（第2次）」、2010年（平成22年）に「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、様々な取組を進めてきました。

2015年（平成27年）には、「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定され「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として掲げ、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて積極的な女性採用、登用を進めることとしています。

^{*}エンパワーメント・・・女性一人ひとりが自分自身を尊重し、自己決定力や仕事の能力、経済力をつけ意思決定の場に参画するなど、あらゆる場面で社会を変革する力をつけていくことをいいます。

② 男女共同参画を推進する法整備の動き

1985年（昭和60年）の「女子差別撤廃条約」批准に当たり、「男女雇用機会均等法」の施行や「労働基準法」の改正、「育児・介護休業法」などの法整備を進め、1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会づくりは21世紀の最重要課題と位置づけられました。

また、急速な少子高齢化の進展、ライフスタイルの多様化、その他の社会経済情勢の変化に対応していくためには、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進する必要があることから、2015年（平成27年）、官民一体となって支援を行っていくための「女性活躍推進法」が制定されました。

③ 女性に対する暴力の根絶に向けた法整備の動き

2000年（平成12年）に、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」、2001年（平成13年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定・施行されるなど、女性に対する暴力の防止に向けた各種の法整備が進められました。特に、DV防止法は、2004年（平成16年）、2008年（平成20年）、2014年（平成26年）、2015年（平成27年）に一部改正を重ね、保護命令の対象範囲の拡大や配偶者暴力相談支援センター機能の整備及び基本計画の策定が、市町村の努力義務として盛り込まれるなど、被害者の安全確保と自立支援に向けて充実を図っています。

④ 男女共同参画と少子化対策の鍵となる“ワーク・ライフ・バランス”^{*}の取組

これまでの働き方を見直して仕事と生活の両立を図り、男女共同参画と少子化対策を推進することが重要であるとの認識に立ち、2007年（平成19年）に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。2010年（平成22年）には、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、政労使^{*}トップによる新たな合意が形成されています。

^{*}ワーク・ライフ・バランス・・・「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

^{*}政労使・・・「政府」、「労働者団体（連合など）」、「使用者団体（経団連など）」の三者のことをいいます。

第4次男女共同参画基本計画において改めて強調している視点

<あらゆる分野における女性の活躍>

- (1) 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における施策を充実させる。
- (2) あらゆる分野において女性の参画が拡大することは、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であることから、女性活躍推進法の着実な施行とともに、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じた積極的な女性採用・登用のための取組や、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進める。

<安全・安心な暮らしの実現>

- (3) 非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及等、働き方の二極化に伴う諸問題への対応を進めるとともに、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める。
- (4) 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する。

<男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備>

- (5) 東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入を進めるとともに、防災・復興における女性の参画とリーダーシップの重要性について、国内外に発信する。
- (6) 国際的な潮流を踏まえつつ、国際的な規範・基準の尊重等に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献の推進により、男女共同参画に関して国際社会における我が国の存在感及び評価を高める。

<推進体制の整備・強化>

- (7) 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、地域における推進体制を強化する。

(3) 愛知県の動き ●●●●●●●●●●

愛知県では、1989年（平成元年）に女性行動計画「あいち女性プラン」を策定し、女性の自立や社会参画を促進するための基本的な施策を明らかにしました。1996年（平成8年）には愛知県女性総合センター「ウィルあいち」を開館し、1997年（平成9年）には「あいち女性プラン」を改定した「あいち男女共同参画2000年プラン」を策定しました。その後、国の「男女共同参画基本計画」を受けて、2001年（平成13年）に「あいち男女共同参画プラン21」を策定するなど、男女共同参画社会を目指し様々な施策を推進してきました。

また、2002年（平成14年）には、県、県民、事業者の取組の基本的な方向を明らかにした「愛知県男女共同参画推進条例」が制定され、2006年（平成18年）には、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」を受けて、「あいち男女共同参画プラン21」を改定し、「女性のチャレンジ支援」及び「新たな取組を必要とする分野への男女共同参画の推進」を基本的課題として新たに設定するなどしています。

2011年（平成23年）には、「あいち男女共同参画プラン2011-2015」が策定され、2016年（平成28年）には、国の「第4次男女共同参画基本計画」に合わせて「あいち男女共同参画プラン2020」が策定されました。

さらに、DVについては、2004年（平成16年）のDV防止法の一部改正において、国の基本方針に即してDV被害者の支援に係る基本計画を策定することや、DV被害者の自立支援が都道府県の責務であることが明確にされたことに基づいて、愛知県では2005年（平成17年）に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定されました。その後、2008年（平成20年）に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2次）」、2013年（平成25年）に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3次）」が策定され、DVの現状等を勘察し、市町村における支援体制充実に向けた働きかけ、若年層への教育・啓発、被害者の心のケア、子どもに対する支援の4項目の取組を強化するとともに、DVを未然に防ぎ、DVの被害者や子どもたちが、安心して安全に暮らせる社会を目指した施策を実施しています。

(4) あま市の取組 ●●●●●●●●●●

2012年（平成24年）に策定された「第1次あま市総合計画」では、施策の大綱の一つとして『お互いの人権を尊重する共助のまちをつくる』ことを目指し、具体的な取組として『男女共同参画をすすめる』ことが明記されました。

そこで、同年に「あま市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた基本的な考え方を示し、この条例に基づき、あま市における施策を具体的に推進していくために「あま市男女共同参画プラン」を策定しました。毎年計画の実施状況を「あま市男女共同参画審議会」に報告し、ホームページにて公開しています。

また、DVについては、2008年（平成20年）のDV防止法の一部改正において、基本計画策定が市町村の努力義務とされ、さらに、「あま市男女共同参画推進条例」の中には、性別による権利侵害の禁止が明記されています。これらのことを踏まえて、本計画の「基本目標6 暴力の根絶のための基盤づくり」の中に包含する形で「あま市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（あま市DV防止基本計画）」を位置づけ、暴力根絶のための施策を推進しています。



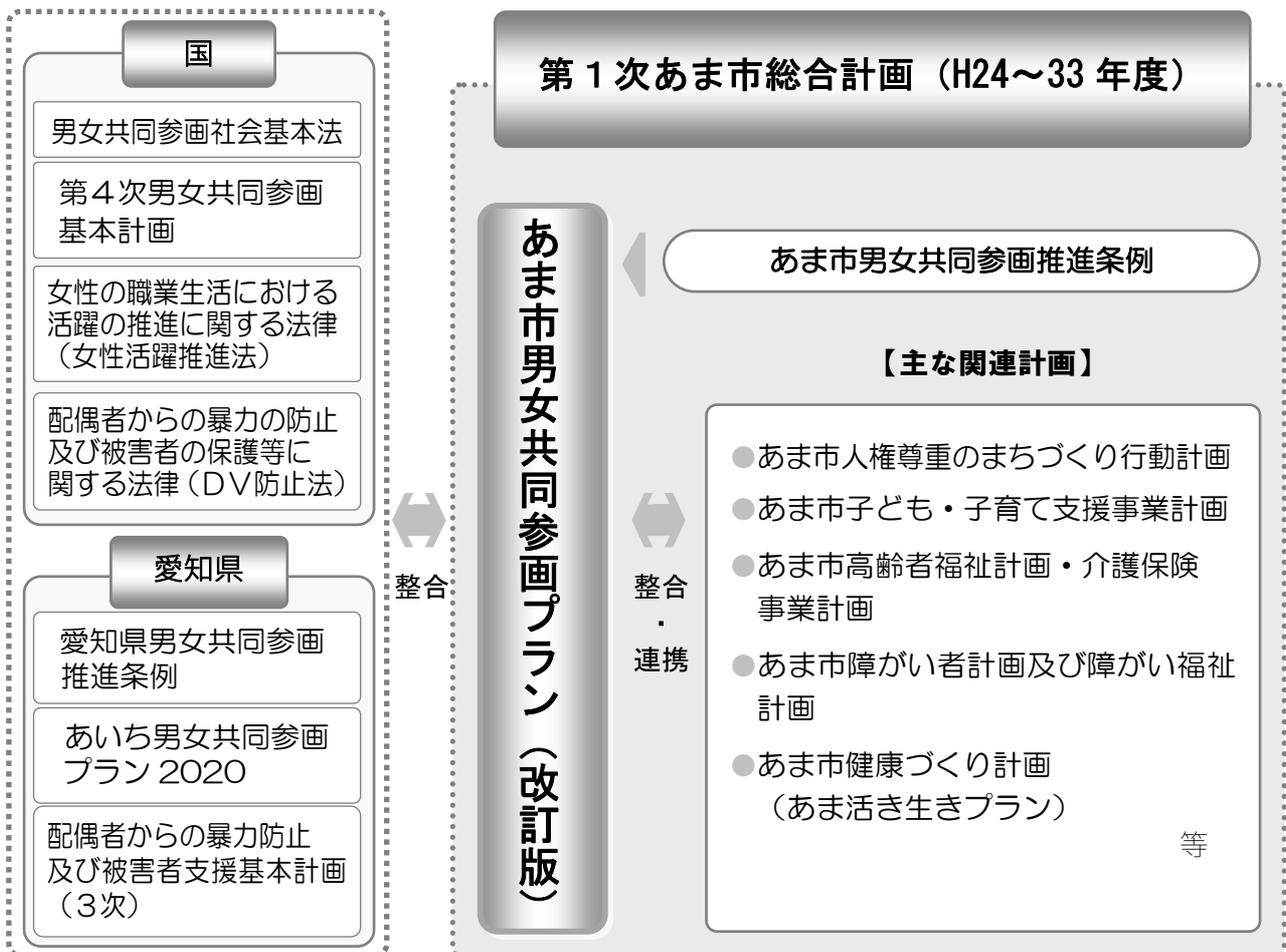
講演会
「男女共同参画～お互いの特性をいかして～」



「キッチンサイエンス」

3 計画の性格

- 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、本市における男女共同参画社会の実現を促進する施策についての基本計画です。また、あま市男女共同参画推進条例第9条に基づく基本計画です。
- 本計画は、「第1次あま市総合計画」に示す方向性に基づいて、他の関連計画との整合性及び連携を図っています。
- 本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「あいち男女共同参画プラン2020」を勘案しながら、市の特性や現状を踏まえて策定しています。
- 本計画の基本目標3「あらゆる分野での男女共同参画の推進」に係る施策を「女性活躍推進法」第6条第2項に規定する「市町村推進計画」に位置づけます。
- 本計画の基本目標6「暴力の根絶のための基盤づくり」に係る施策を「DV防止法」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」に位置づけます。



4 計画の期間

この計画は、2012年（平成24年）度を初年度とする「あま市男女共同参画プラン」の改訂版であり、2017年（平成29年）度から2021年（平成33年）度までを計画期間とします。

図 計画期間

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度
あま市男女共同参画プラン				あま市男女共同参画プラン（改訂版）					
				見直し					

5 改訂の主な内容

この計画の改訂に際し、「基本理念」「基本目標」については、前計画を継承するとともに、市民意識調査における各項目の達成状況から、施策の実質的効果を把握するための指標（数値目標）を一部見直しました。

また、基本方針に「性的少数者、複合的に困難な状況に置かれている人々への支援」を新設するとともに、女性活躍推進法に基づき策定した「あま市女性活躍推進計画」を盛り込んでいます。



1 基本理念

あま市においては、あま市男女共同参画推進条例の5つの理念を基本に置き、人権が尊重され、女性も男性も自らの個性を発揮しながら、生き生きと充実した生活を送ることができる男女共同参画社会の実現を目指します。

目標像

**個性を認め 思いやる心を持ち
男女がともに輝けるまち**

5つの基本理念

(1) 男女の人権の尊重

男女が互いの人権を尊重し、あらゆる分野において性別による差別的取扱いを受けることなく、自立した個人として能力を十分発揮できる機会が均等に確保されること。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

男女は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行によって、その活動の選択を阻害されることのないよう配慮されること。

(3) あらゆる分野における方針の立案決定への参画

男女は、社会の対等な構成員として家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に対等に参画する機会が確保されること。

(4) 家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立

家族を構成する男女は、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動に対等に参画し両立することができるよう配慮されること。

(5) 国際的視野の下での取組

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、国際的視野の下に行うこと。

2 基本目標

基本理念を実現するため、6つの基本目標に沿って施策に取り組んでいきます。

基本目標1 男女共同参画の理解の促進

男女がともに男女共同参画に関する認識を深められるよう広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、固定的な性別役割分担意識が払拭され、旧来からの社会制度や慣行に捉われない意識づくりを進めます。

また、時代を担う子どもたちが男女平等の精神を身につけ、健やかに育っていけるよう環境の整備に努めます。

基本目標2 男女平等意識を育てる教育・学習の充実

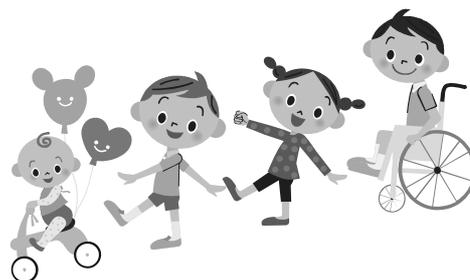
幼少期から男女共同参画意識を育ていけるよう男女平等の視点に立ち、男女の人権を尊重する教育を推進します。

また、学校をはじめ家庭や地域など、あらゆる場において男女共同参画の意識を高める学習を推進します。

基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進（あま市女性活躍推進計画）

政策・方針決定過程への女性の参入を進めるための働きかけを行うとともに、男女がともに責任を持って家庭、地域活動を担い、様々な分野に参画できるようワーク・ライフ・バランスの実現に向け、意識啓発と環境整備を推進します。

また、ハラスメント防止のための働きを進め、男女がともに働きやすい職場環境づくりを目指していきます。



基本目標4 様々な困難を抱える人々への支援

高齢者や障がい者、日本で生活する外国人、また、ひとり親家庭等生活上の困難に陥りやすい人々に対し各種相談事業や福祉サービスの提供、自立支援を充実し、安心して暮らせる環境整備を進めます。

また、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障がいがあること、日本で生活する外国人であること、同和問題を抱えた人であることなどに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、人権尊重の観点から人権教育・啓発等を進めます。

基本目標5 生涯を通じた健康支援

女性への妊娠・出産期における心身の健康を支援するための健康診査・検診の充実を図るとともに、女性に特有の疾病の予防や、思春期や更年期などライフステージに応じた健康支援のため、年代に応じた健康相談や健康診査・検診の充実を図ります。

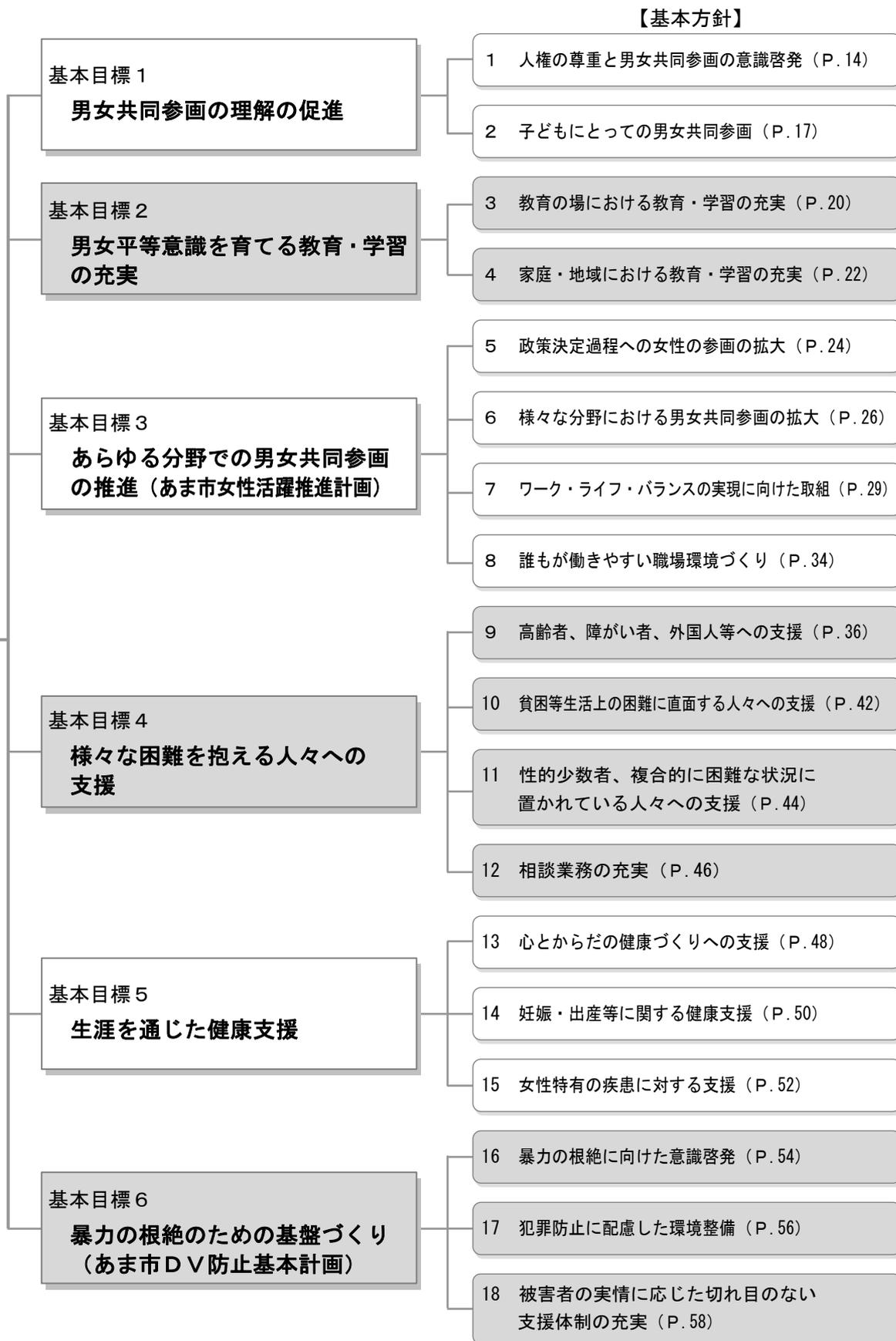
基本目標6 暴力の根絶のための基盤づくり（あま市DV防止基本計画）

市民一人ひとりが、いかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識を持ち、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指します。また、被害者が、安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受けられるよう総合的な支援体制を整備します。



3 計画の体系

個性を認め
思いやる心を持ち
男女がともに輝けるまち





第3章

基本計画

基本目標1 男女共同参画の理解の促進

基本方針1 人権の尊重と男女共同参画の意識啓発

男女が互いに人権を尊重しつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、人権尊重を基盤にした男女平等意識の形成を促進し、男女の固定的な性別役割分担意識を解消していくことが重要です。

市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担を固定する考え方について、肯定的意見（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）が40.3%となっています。平成22年度調査結果より若干減少しており、性別役割分担意識の解消が徐々に図られていますが、性別で見ると、依然として女性に比べ男性で肯定する人の割合が高く、性別役割分担意識が強い傾向がうかがえます。そのことが家事や育児、家族の介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担っている一因にもなっています。

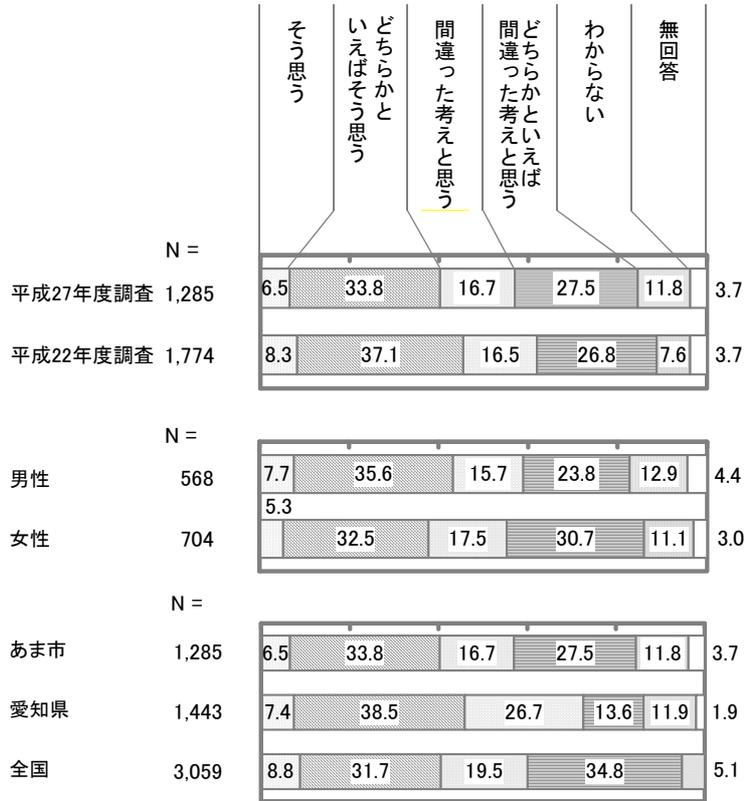
また、男女が平等に協力し合っていくために大切と思うことについては、「男性自身の意識をあらためる」が45.3%と前回調査（43.9%）と同様に最も高くなっています。

そのため、今後も引き続き、男女平等意識の更なる啓発を進め、固定的な性別役割分担意識の払拭を図るとともに、男性自身の意識改革を促すための広報・啓発活動を推進していきます。



「男は仕事、女は家庭」という考え方について

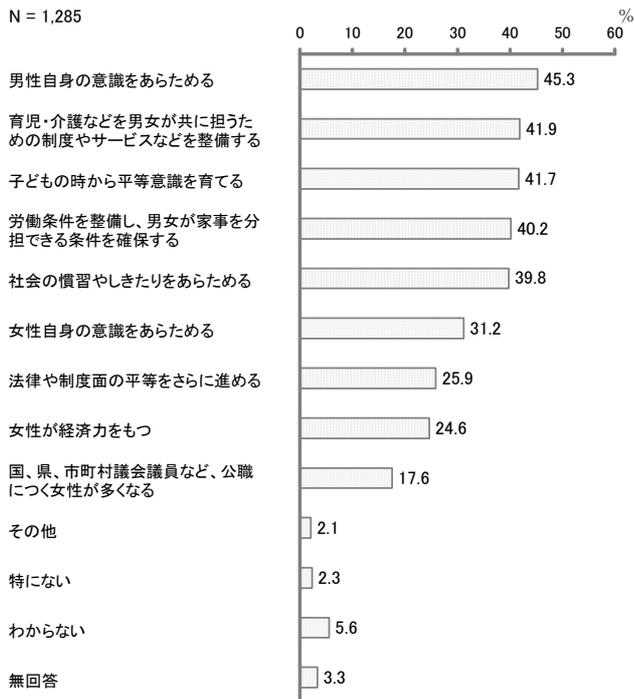
平成 22 年度調査と比較すると、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”の割合が低くなっています。性別でみると、男性で女性よりも“そう思う”の割合が高くなっています。愛知県・全国と比較すると、愛知県に比べ“そう思う”の割合が低くなっています。



資料：あま市 男女共同参画に関する市民意識調査（平成 27 年度）
 愛知県 県政世論調査（平成 26 年度）
 全 国 男女共同参画社会に関する世論調査（平成 28 年度）

男女が平等な立場で協力し合っていくために大切なこと

男女が平等な立場で協力し合っていくために大切なことをみると、「男性自身の意識をあらためる」の割合が最も高く、次いで「育児・介護などを男女が共に担うための制度やサービスなどを整備する」、「子どもの時から平等意識を育てる」となっています。



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 27 年度）

施策① 人権を尊重するための意識啓発と情報の提供

施策の内容	具体的な取組	担当課
人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、啓発を進めるとともに様々な機会を通じて情報提供を行います。	啓発パンフレットの作成	人権推進課
	広報、パンフレット、市ホームページ等による情報の提供	
	人権の尊重に関する講演会、映画会、パネル展示、セミナー等の開催	

施策② 男女共同参画に関する理解を深めるための意識啓発と情報の提供

施策の内容	具体的な取組	担当課
固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画への理解を深め、男女共同参画に関する学習の機会や情報提供を行います。	啓発パンフレットの作成	人権推進課
	広報、パンフレット、市ホームページ等による情報の提供	
	男女共同参画の視点に立った講演会、パネル展示、セミナー等の開催	
	図書館における関連図書、資料の情報提供	生涯学習課

施策③ 男性の意識改革や家事参加に向けた取組

施策の内容	具体的な取組	担当課
男性の意識改革を図るため、学習機会を提供するとともに積極的な家事参加を促すための実践講座を開催し、生活自立のための支援を行います。	意識改革のためのセミナーの開催や男性を対象とした家事参加型講座の開催	人権推進課 生涯学習課

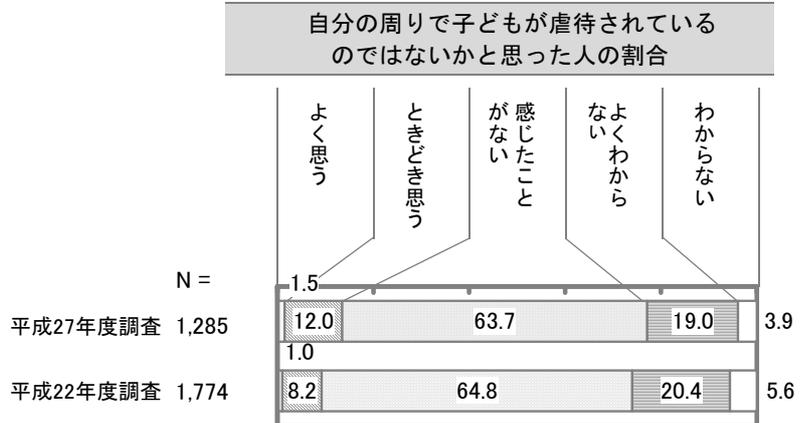
基本目標 1 男女共同参画の理解の促進

基本方針 2 子どもにとっての男女共同参画

男女共同参画社会を築いていくためには、次代を担う子どもたちが、子どものころから男女共同参画の理解を深め、それぞれの個性と能力を発揮できるように成長することが重要です。そのため、将来子どもたちが、固定的な性別役割分担意識に捉われることなく自己形成ができるよう学習機会の充実を図っていきます。

また、近年では、子どもの連れ去りや虐待、性犯罪やいじめなどの暴力の被害を受けている子どもの問題が顕在化しています。子どもたちが、健やかに成長でき、安全で安心して暮らしていくためには、地域全体で子どもを支える取組が重要です。市民意識調査によると、自分の周りで子どもが虐待されているのではないかと感じたことのある人は13.5%と平成22年度調査よりも4.3ポイント増加しています。家族をはじめとする身近な者からの被害は、特に潜在化しやすいことなどから、発見が遅れることが問題となっています。そのため、多様な場面で子どもを見守り、声をかけあう地域づくりを進め、子どもに対する暴力の早期発見、未然防止に努めるとともに、子どもが安心して生活するための地域づくりを進めていきます。

平成22年度調査と比較すると、「よく思う」と「ときどき思う」を合わせた“思う”の割合が4.3ポイント高くなっています。

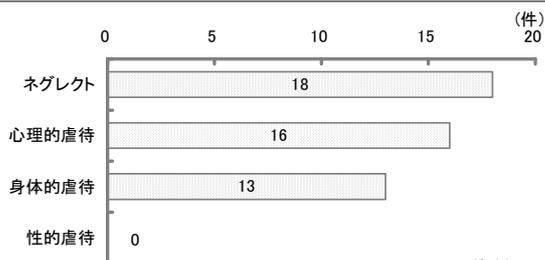


資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成27年度）



平成27年度における虐待相談内容別件数は、ネグレクト※が18件、心理的虐待が16件、身体的虐待が13件の合計47件となっています。

あま市における虐待相談内容別件数（平成27年度）



資料：子育て支援課

被虐待児の年齢別でみると、3歳～学齢前児童が20件と最も多く、次いで小学生が16件、0～3歳が10件となっています。

あま市における被虐待児の年齢・相談種別件数（平成27年度）

単位：件

	ネグレクト	心理的虐待	身体的虐待	性的虐待	合計
0～3歳	6	3	1	0	10
3歳～学齢前児童	8	6	6	0	20
小学生	3	7	6	0	16
中学生	1	0	0	0	1
高校生・その他	0	0	0	0	0
合計	18	16	13	0	47

資料：子育て支援課

施策④ 子どものころからの男女共同参画の理解の推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
子どものころから人権尊重の精神が身につくように、人権尊重、男女平等についての教育を充実させ、自立の意識を育み、個性を尊重する教育・学習を進めます。	人権と男女平等をテーマにした調べ学習やグループ学習の実施	学校教育課

施策⑤ 地域で子どもを育てる環境の整備

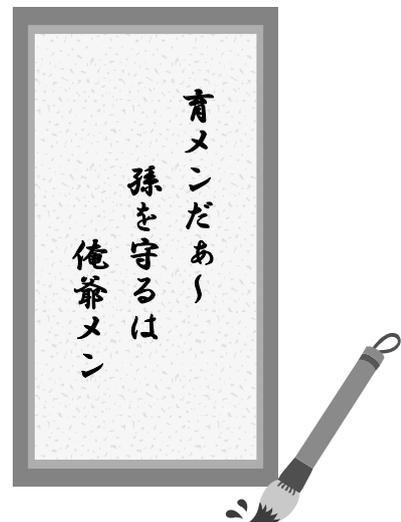
施策の内容	具体的な取組	担当課
犯罪から子どもを守るため、市民協働で防犯活動に取り組み、犯罪の未然防止を図るとともに、子どもに対する防犯意識を高めるための取組を行います。	おはこんあいさつ運動の推進	安全安心課
	子どもの防犯教室の開催	子育て支援課 安全安心課
	通学路こども110番の家の普及	学校教育課
	通学時の防犯や交通安全に関する意識を高める教育の実施	
	登下校時の通学路における街頭指導や防犯パトロールの実施	
小学校入学児童への防犯ブザーの配布		

※ネグレクト・・・幼児・児童に対し、その保護、養育義務を果たさず放任する行為のことをいいます。家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなどの行為があります。

施策⑥ 児童虐待等の早期発見と未然防止

施策の内容	具体的な取組	担当課
児童虐待やいじめ問題などの早期発見と未然防止に向け、相談窓口の充実や、関係機関との連携に努めます。	妊娠中の不安の軽減のための家庭訪問、出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待の予防を目的とした「こんにちは赤ちゃん訪問」の実施	健康推進課
	乳幼児健康診査の実施	
	保護者の悩みに対応するための家庭児童相談員の配置	子育て支援課
	スクールカウンセラーや心の相談員の配置	学校教育課
	教育相談センターの設置	
	あま市いじめ問題対策連絡協議会等条例などに基づく、いじめ防止等に向けた取組の推進	
	児童虐待の早期発見と未然防止に向けた総合的な支援体制の整備	子育て支援課 健康推進課 学校教育課
	児童虐待防止に向けた啓発パンフレット等の作成・配布	子育て支援課 人権推進課

平成28年度川柳作品



基本目標 2 男女平等意識を育てる教育・学習の充実

基本方針 3 教育の場における教育・学習の充実

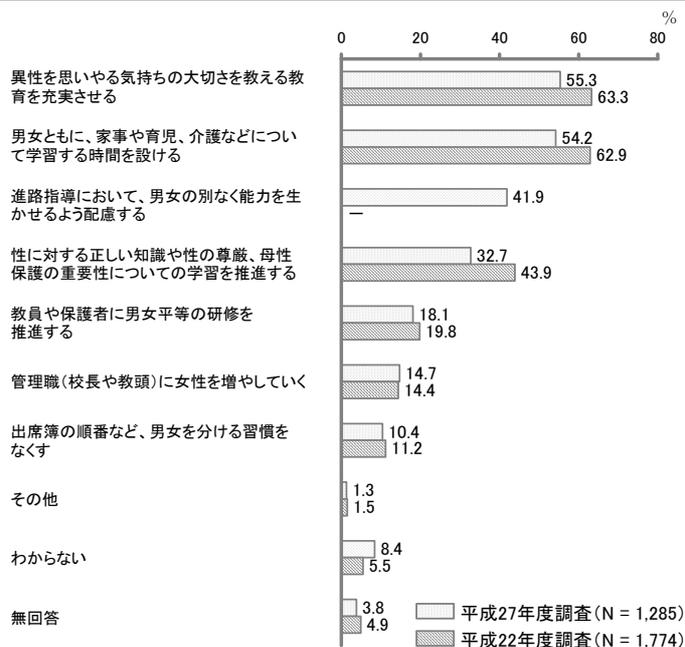
男女が固定的な性別役割分担意識に捉われることなく、主体的に物事を考え選択する力を身につけるには、学校教育を通して、幼少期から男女共同参画に基づいた教育を実践していくことが非常に大切です。

市民意識調査によると、男女平等の意識を育てるために、学校教育で力を入れるべきこととして「異性を思いやる気持ちの大切さを教える教育を充実させる」「男女ともに、家事や育児、介護などについて学習する時間を設ける」「進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」の割合が高くなっています。このことから、子どものころから、あらゆる機会に互いを思いやる心を持ち、男女ともに家事や育児に参加することへの抵抗感をなくすとともに、固定的な性別役割分担意識に捉われることなく、主体的に物事を考え選択する力を身につける教育を充実していくことが求められています。

そのため、子どもたちが、男女平等・男女共同参画に対する意識を持ち、自らの意思によって多様な生き方が選択できるような教育・学習を推進していきます。また、教職員・保育士等が男女平等の意識を持って子どもたちを指導できるよう、適切な研修を実施していきます。

「異性を思いやる気持ちの大切さを教える教育を充実させる」の割合が55.3%、「男女ともに、家事や育児、介護などについて学習する時間を設ける」の割合が54.2%、「進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」の割合が41.9%となっています。

男女平等の意識を育てるために、学校教育で力を入れるべきこと



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成27年度）

※平成22年度調査では、「進路指導において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」の選択肢はありませんでした。

施策⑦ 男女平等の意識を育てるための教育の充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
子どものころから人権尊重の精神が身につくように人権尊重、男女平等についての教育を充実させ、自立の意識を育み、個性を尊重する教育・学習を進めます。	人権と男女平等をテーマにした調べ学習やグループ学習の実施（再掲）	学校教育課
	人権尊重の精神を身につけるための道徳教育の実施	
	近年の情報化の背景を踏まえ、メディア・リテラシー※の向上を図るための教育の実施	
	児童生徒の発達段階に合わせた性に関する指導	
	保育園における人権擁護委員による園児とのふれあいの実施	人権推進課 子育て支援課
	命の大切さを育む「人権の花運動」の実施	人権推進課

施策⑧ 教職員、保育者の人権意識を高めるための学習機会の充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
教育や保育に携わる関係者が豊かな見識と人権感覚を身につけるための学習の機会を充実します。	あま市人権研究推進委員会による人権教育に関する調査・研究の実施	学校教育課
	保育者を対象とした人権に関する研修の実施	子育て支援課
	市民及び教職員等の人権意識向上を図るための人権教育講演会の開催	学校教育課 生涯学習課

※メディア・リテラシー・・・メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことをいいます。

基本目標 2 男女平等意識を育てる教育・学習の充実

基本方針 4 家庭・地域における教育・学習の充実

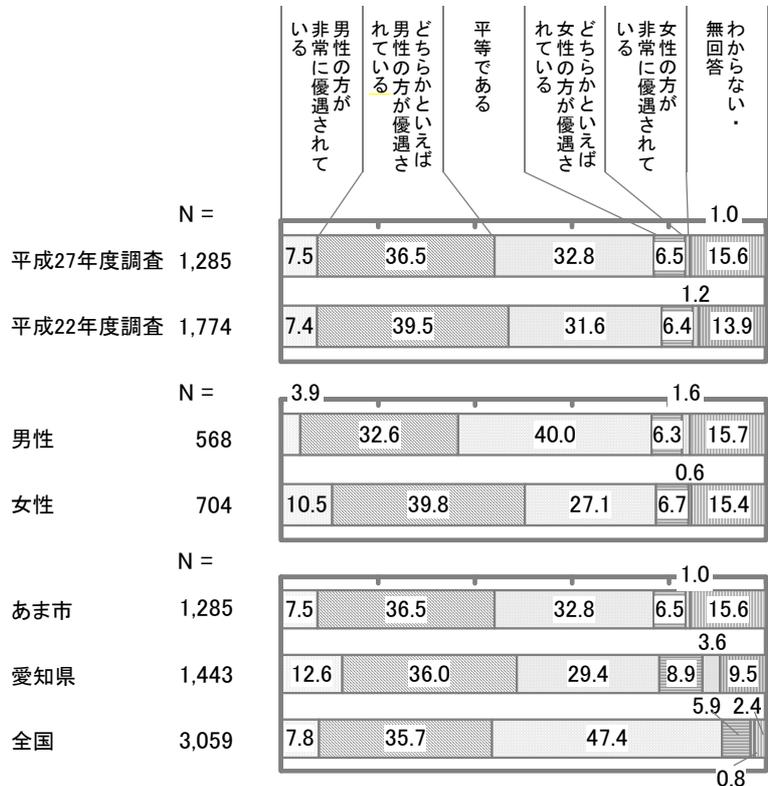
男女共同参画社会のまちづくりには、社会の基礎的単位である家庭をはじめ、最も身近な社会集団である地域が重要な役割を果たします。

市民意識調査によると、家庭生活における男女の地位の平等意識は、男性の優遇感が高く、特に女性でその意識が高くなっています。また、地域活動における男女の役割分担においても、「地域活動は男性が取り仕切る」、「自治会の集会の時には、女性がお茶くみや片づけをしている」、「女性は役職につきたがらない」などを「改善すべき」と思っている人がいる反面、「当然、又は仕方ない」と思っている人は約30%となっており、男女ともに役割分担意識が根強く残っています。

このことから、固定的な性別役割分担意識に捉われず、男女が互いに認めあい、平等の理念を理解していけるよう、市民を対象に男女共同参画の意識を高めるための学習講座を開催するとともに、男女共同参画の理念に対する理解が深まるよう、市民に対する意識啓発や情報提供の充実に努めます。

家庭生活における男女の地位の平等意識は、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた“男性優遇”の割合が「平等である」を上回っています。性別で見ると、男性に比べ女性で“男性優遇”の割合が高くなっています。

家庭生活における男女の地位の平等意識



資料：あま市 男女共同参画に関する市民意識調査（平成27年度）
愛知県 県政世論調査（平成26年度）
全 国 男女共同参画社会に関する世論調査（平成28年度）

参加している地域活動における男女の役割分担について（意識）

「地域活動は男性が取り仕切る」を「当然」又は「仕方ない」と思っている人は30.2%、「自治会の集会の時には、女性がお茶くみや片づけをしている」では32.7%「女性は役職につきたがらない」では30.5%となっています。

N = 1,285

	当然だと思う	仕方ない	改善すべき	わからない	無回答
① 催し物の企画等は主に男性が決定する	9.1	17.4	34.9	25.1	13.5
② 地域活動は男性が取り仕切る	9.8	20.4	33.8	22.1	13.9
③ 自治会の集会の時には、女性がお茶くみや片づけをしている	6.2	26.5	34.4	18.4	14.5
④ 女性は役職につきたがらない	6.5	24.0	30.0	25.7	13.9
⑤ 自治会の集会では、男性が上座に座る	5.9	18.1	33.5	27.7	14.7
⑥ 女性が発言することは少ない	2.0	13.2	41.1	29.3	14.4
⑦ 自治会の組長などの登録は男性(夫)だが、実際は女性(妻)が出席することが多い	2.6	27.3	33.5	23.1	13.5
⑧ 実質的な活動はほとんど女性が参加する	2.2	23.3	37.7	22.6	14.2

資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成27年度）

施策⑨ 家庭、地域における男女共同参画に関する学習機会の提供と理解の推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
男女共同参画の理解を家庭や地域において普及させるため、男女問わず親子間のコミュニケーションを図る場や地域に参画するために必要な知識を学ぶための教育・学習機会を提供します。	乳幼児と親を対象とした幼児期家庭教育講座の開催	生涯学習課
	社会教育講座において、男女共同参画をテーマとした講座を開催	
	親と子が一緒に参加する親子ふれあい講座等の開催	生涯学習課 子育て支援課
	市民及び教職員等の人権意識向上を図るための人権教育講演会の開催（再掲）	学校教育課 生涯学習課
	男女共同参画の視点に立った講演会、パネル展示、セミナー等の開催（再掲）	人権推進課

基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進

(あま市女性活躍推進計画)

基本方針5 政策決定過程への女性の参画の拡大

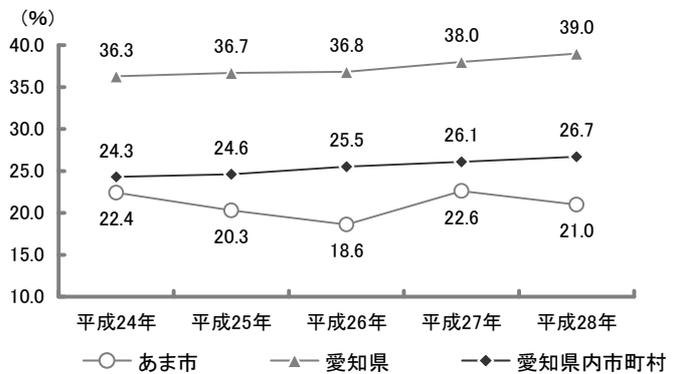
男女共同参画社会を実現していくためには、政策や方針の立案・決定過程において女性の参画を拡大していくことが重要です。

あま市では、平成28年4月1日現在で審議会等への女性の登用率は21.0%で、愛知県や愛知県内市町村の登用率と比べると低い状況となっています。さらに、女性委員が一人もいない審議会等もあり、男女双方の意見が対等に反映されにくい状況が見られます。

そのため、男女双方の視点に立って市政を考えていくためにも、市の審議会等における委員の男女比率の均衡を図り、女性委員のいない審議会等を解消していく必要があります。また、各種講座による意識啓発や情報提供などを進め、参画意欲の促進を図るとともに、男女共同参画の推進を担う人材の育成に努めていきます。

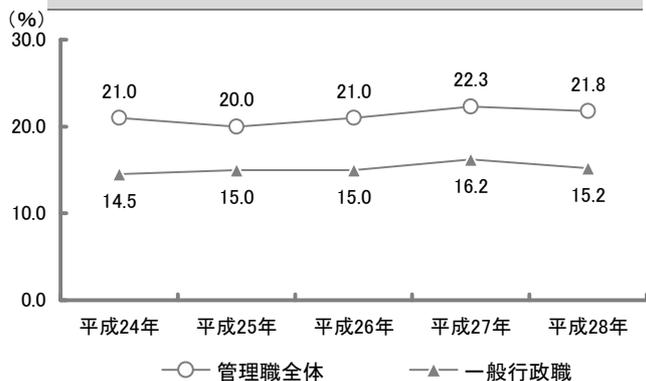
審議会等への女性登用率の状況をみると、愛知県や愛知県内市町村より低い値で推移しています。

審議会等への女性登用率の状況



資料：あま市 人権推進課（各年4月1日現在）
愛知県 県民生活部男女共同参画推進課（各年4月1日現在）
愛知県内市町村 あいちの男女共同参画（各年4月1日現在）

あま市職員の女性管理職の状況



資料：人事秘書課（各年4月1日現在）
※管理職とは、課長及びこれに相当する職以上。出先機関の課長なども含む。

施策⑩ 審議会等への男女共同参画の促進

施策の内容	具体的な取組	担当課
政策決定過程への女性の積極的な登用を促進するなど、女性の社会参加意識を高めるとともに、女性の意見を反映させる組織づくりを促進します。	審議会、委員会への女性の登用促進	関係各課
	審議会、委員会への女性の登用状況についての調査、結果公表の実施	人権推進課
	女性職員を管理職に登用するポジティブ・アクション（積極的改善措置）の実施や女性リーダーの育成	人事秘書課

施策⑪ 男女共同参画の推進を担う人材育成

施策の内容	具体的な取組	担当課
積極的に社会へ参画している女性を発掘し、人材育成を図ります。	愛知県男女共同参画人材育成セミナーへの受講候補者の推薦	人権推進課

平成28年度川柳作品



基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進

(あま市女性活躍推進計画)

基本方針6 様々な分野における男女共同参画の拡大

核家族化や少子高齢化が進み、住民相互の社会的つながりが希薄化する中で、地域力を高めるためには、様々な分野において一人ひとりが持っている知識や経験、能力を十分に発揮でき、固定的な性別役割分担意識に捉われることなく、男女がともに参画していくことが重要です。

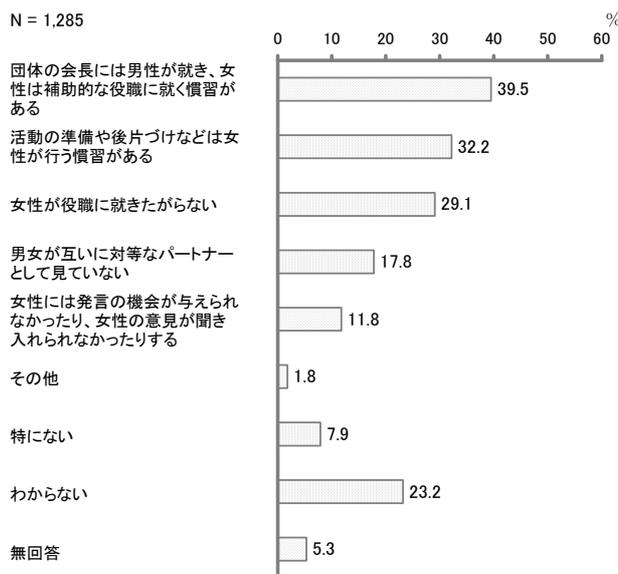
市民意識調査をみると、地域活動における男女の役割分担などに差がある事柄については、「団体の会長には男性が就き、女性は補助的な役職に就く慣習がある」「活動の準備や後片づけなどは女性が行う慣習がある」がいずれも30%以上となっており、男女が平等に参画できていないのが現状です。

また、地域の防災活動を推進するに当たっての考え方では「防災は男女が共に担うものである」という意識を男女双方が持てるように行政や地域で取り組む必要がある」が50%以上と最も高くなっています。

そのため、様々な分野において女性の積極的な参画や男女共同参画の視点をいかした取組ができるよう支援や活動の場を提供し、地域力の向上に努めていきます。

「団体の会長には男性が就き、女性は補助的な役職に就く慣習がある」の割合が39.5%と最も高く、次いで「活動の準備や後片づけなどは女性が行う慣習がある」の割合が32.2%、「女性が役職に就きたがらない」の割合が29.1%となっています。

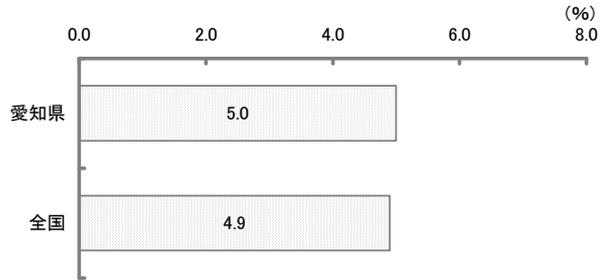
地域活動における男女の役割分担などに差がある事柄



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成27年度）

自治会長に占める女性割合をみると、全国に比べ愛知県の値は 0.1 ポイント高い 5.0 ポイントとなっています。

自治会長に占める女性割合 (平成 27 年度)



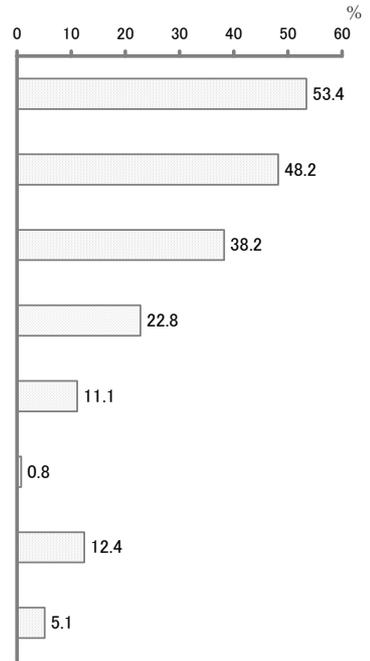
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

「防災は男女が共に担うものであるという意識を男女双方が持てるように行政や地域で取り組む必要がある」の割合が 53.4%と最も高く、次いで「災害時要援護者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等）の視点を含める必要がある」の割合が 48.2%、「行政だけでなく、個人や地域で防災活動に取り組む必要がある」の割合が 38.2%となっています。

地域の防災活動を推進するに当たっての考え方

N = 1,285

- 防災は男女が共に担うものであるという意識を男女双方が持てるように行政や地域で取り組む必要がある 53.4
- 災害時要援護者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等）の視点を含める必要がある 48.2
- 行政だけでなく、個人や地域で防災活動に取り組む必要がある 38.2
- 防災対策などに女性の視点を含める必要がある 22.8
- 自主防災組織等への女性の参画を促進する必要がある 11.1
- その他 0.8
- わからない 12.4
- 無回答 5.1



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成 27 年度）



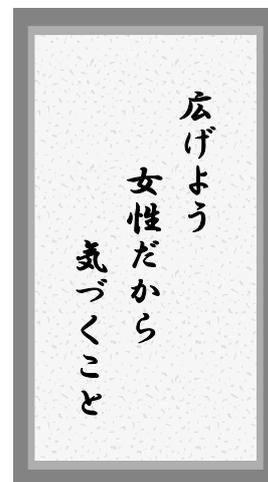
施策⑫ 男女共同参画の視点に立った地域活動団体への支援の充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
地域活動において男女の参画を促し、地域活動団体の活性化を図るため、各種団体に対して支援を行います。	女性消防クラブ活動への支援	安全安心課
	交通安全を推進する女性運転者友の会への支援	
	地域活動団体への助成	企画政策課
	地域活動団体に対する情報交換や交流の場の提供	
	社会教育活動を担う女性団体への支援	生涯学習課

施策⑬ 防災分野における男女共同参画の推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
防災分野において、男女のニーズの違いなど、男女の視点に配慮した防災活動を進めます。	市の防災会議への女性の登用	安全安心課

平成28年度川柳作品



基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進

(あま市女性活躍推進計画)

基本方針7 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

仕事と家庭、地域活動等との生活を両立できる社会の実現は、女性だけでなく男性にとっても暮らしやすい社会につながるものであり、女性が社会で活躍していく上でも必要なことです。しかし、現実には、長時間労働や転勤が当然とされる男性を中心とした労働慣行が根強く、育児・介護等と両立して、十分に能力を発揮して働きたい女性が思うように活躍できない状況となっています。

市民意識調査によると、男女ともに理想として「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をすべて大切にしたい割合が高いにもかかわらず、現状では、男性は「仕事」、女性は「家庭生活」を優先している現状があります。

また、女性が安心して働き続けるために必要な事柄については、「夫や家族が理解し協力する」が70%以上、「職業（仕事）と家庭の両立に職場が理解し協力する」「育児・介護休業制度を定着させる」が約半数となっています。さらに、育児休業・介護休業をとる男性が少ない理由については、「職場の理解が得られないから」が70%以上となっており、職場の理解や制度の充実が求められています。

そのため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくりや男性中心型労働慣行を見直していくとともに、男女がともに働きながら子育てや介護に関われるよう意識改革や支援体制の充実に努めていきます。

男女別ワーク・ライフ・バランスについて

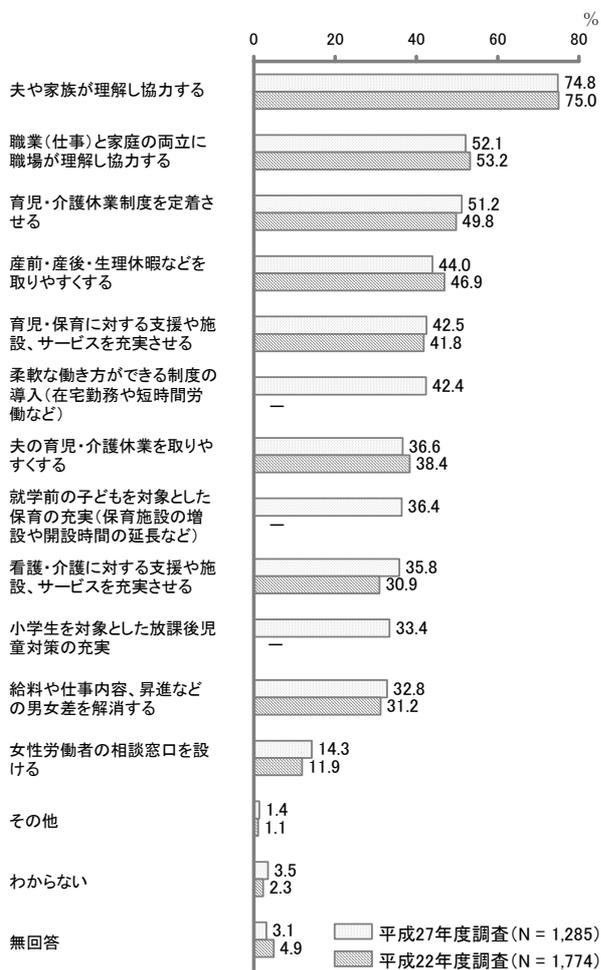
単位：%

	理想		現実	
	男性 (N=568)	女性 (N=704)	男性 (N=568)	女性 (N=704)
「仕事」を優先している(したい)	2.6	2.0	33.1	12.8
「家庭生活」を優先している(したい)	13.9	16.8	12.9	33.5
「地域・個人の生活」を優先している(したい)	3.2	2.6	1.6	1.0
「仕事」と「家庭生活」をともに優先している(したい)	22.5	16.5	16.7	16.1
「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している(したい)	2.8	2.3	4.0	2.7
「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している(したい)	5.3	6.5	2.5	5.0
「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をすべて大切にしている(したい)	23.2	24.1	5.5	4.4
その他	1.1	0.7	1.1	1.0
わからない	4.9	6.8	6.2	7.1
無回答	20.4	21.7	16.5	16.5

理想については、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をすべて大切にしたいの割合が男性で23.2%、女性で24.1%とそれぞれ最も高くなっています。一方で、現実については、男性で「仕事」を優先しているの割合が33.1%、女性で「家庭生活」を優先しているの割合が33.5%と最も高くなっています。

資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成27年度）

女性が安心して働き続けるために必要な事柄

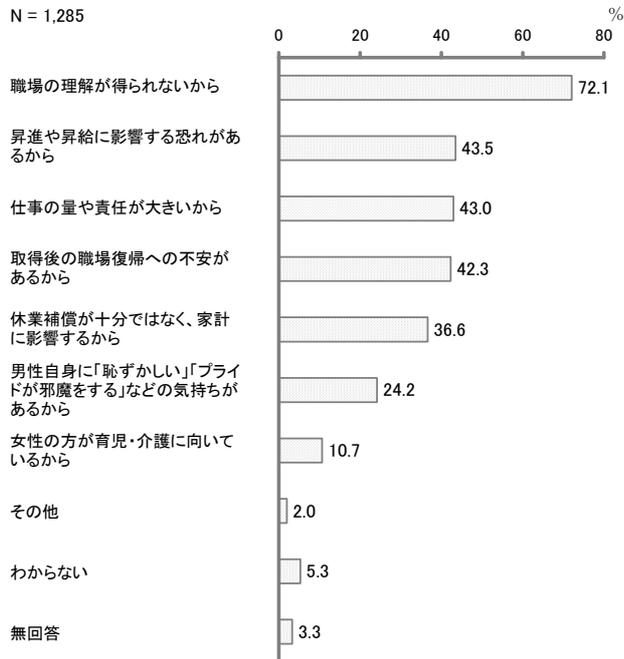


資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成27年度）

※平成22年度調査には「柔軟な働き方ができる制度の導入（在宅勤務や短時間労働など）」、「就学前の子どもを対象とした保育の充実（保育施設の増設や開設時間の延長など）」、「小学生を対象とした放課後児童対策の充実」の選択肢はありませんでした。

「夫や家族が理解し協力する」の割合が74.8%と最も高く、次いで「職業（仕事）と家庭の両立に職場が理解し協力する」の割合が52.1%、「育児・介護休業制度を定着させる」の割合が51.2%となっています。

育児や介護で休みをとる男性が少ない理由



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成27年度）

「職場の理解が得られないから」の割合が72.1%と最も高く、次いで「昇進や昇給に影響する恐れがあるから」の割合が43.5%、「仕事の量や責任が大きいため」の割合が43.0%となっています。

施策⑭ ワーク・ライフ・バランスの普及啓発

施策の内容	具体的な取組	担当課
広報や市のホームページを活用して、ワーク・ライフ・バランスの必要性について普及啓発や情報提供を行います。	ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する情報提供や普及啓発	人権推進課
	休業や休暇、子育て期間中の短時間勤務等の制度の周知	産業振興課
	県で登録をされたファミリー・フレンドリー企業 [※] の紹介	

施策⑮ 多様な保育サービスの充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
社会に参画しながら安心して子育てができるように、多様なニーズに応じた保育サービスを提供します。	産前産後休暇、育児休業終了後の就労に対応した低年齢児保育事業の実施	子育て支援課
	保護者の就労時間の多様化に対応した延長保育事業の実施	
	保護者の就労、疾病など一時的に保育が必要なときに利用できる一時預かり事業の実施	
	出産、育児休業後スムーズに復職できるように育児休業あけ予約事業の実施	
	集団保育が可能な障がい児保育の実施	
	病児・病後児保育 [※] の実施	
	子育てコンシェルジュ事業 [※] の実施	

※ファミリー・フレンドリー企業・・・社員が仕事と生活の調和を図ることができるよう積極的に取り組んでいる企業のことを指します。愛知県ではワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む企業を奨励し、その取組を広く紹介するため、登録制度を設けています。

※病児・病後児保育・・・病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業のことをいいます。

※子育てコンシェルジュ事業・・・子育てコンシェルジュが、子ども・子育てに関する悩みや困っていることの相談に応じ、支援する事業です。

施策⑩ 地域における子育て支援の環境づくり

施策の内容	具体的な取組	担当課
仕事と育児の両立支援や地域住民の相互支援による育児負担軽減を図ります。	ファミリー・サポート・センター事業 [*] の推進	子育て支援課

施策⑪ 放課後児童対策の実施

施策の内容	具体的な取組	担当課
放課後も安心して充実した時間が過ごせるよう、児童の放課後の健全育成に努めます。	放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施	子育て支援課

施策⑫ 障がいのある子どもへのサービスの充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
障がいのある児童生徒の放課後や夏休み等における支援を行います。	放課後等デイサービス、日中一時支援事業の実施	社会福祉課

施策⑬ 介護保険制度の周知とサービスの充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
高齢者ができる限り住み慣れた地域で家族と暮らせるよう、介護に関する制度の周知を図るとともに介護予防事業を行います。	広報や市ホームページ、介護サービスガイドブック等による介護予防事業や居宅サービスの周知	高齢福祉課
	介護予防事業の推進	高齢福祉課 健康推進課 人権推進課

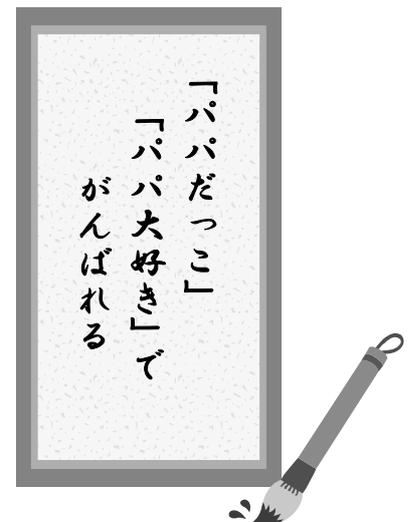
※ファミリー・サポート・センター事業・・・育児に関して「援助を受けたい人」と、「援助を行いたい人」が会員登録し、保育施設までの送迎や子供の預かり等、子育てに関する相互援助活動を行う制度のことをいいます。

施策⑳ 介護者への支援の充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
在宅で家族を介護する人が、悩みや不安を話したり、情報交換する場である介護者の会の活動を支援し、介護者の孤立を防ぎ、精神的負担の軽減を図ります。	「介護者のつどい」による介護者への支援	高齢福祉課
	交流の場である「ふれあいカフェ（認知症カフェ）※」の設置	

施策㉑ 男性が家庭・地域に参画しやすい職場環境づくりの推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
男性が家庭や地域に積極的に関わっていけるよう、職場における男女共同参画の理解の促進に努めます。	男性職員の育児休暇取得の促進	人事秘書課
	休業や休暇、子育て期間中の短時間勤務等の制度の周知（再掲）	産業振興課



※ふれあいカフェ（認知症カフェ）・・・認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解しあう交流の場のことをいいます。

基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進

(あま市女性活躍推進計画)

基本方針8 誰もが働きやすい職場環境づくり

働く女性が増加する一方、M字カーブ問題等が解決されていない中で、男女雇用機会均等法の改正や育児・介護休業法の改正等により、女性の働く環境は改善されつつありますが、現実には、雇用形態や賃金、昇進昇格において、いまだ男女の間で格差があるのが現状です。

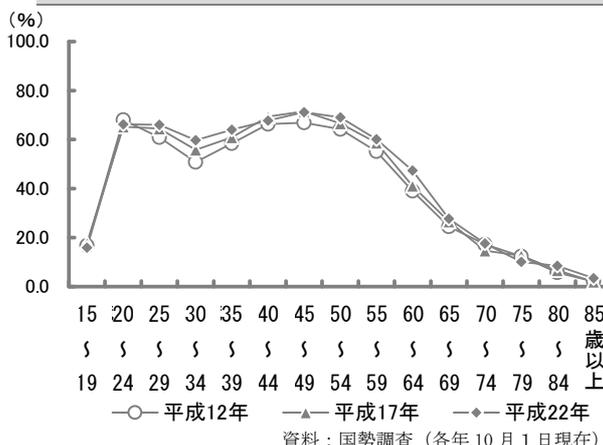
市民意識調査によると、職場において昇進・昇級・賃金において性別による差があると答えた人は、50%以上を占めています。

そのため、市内の企業や労働者に対して女性活躍推進法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの周知を図り、男女が平等に安心して働ける職場づくりを推進します。また、子育て中など就業を一時中断している女性の公正な職場復帰、再就職や起業など、個人の意欲と能力がいかされる環境づくりを進め、女性の活躍を推進していきます。

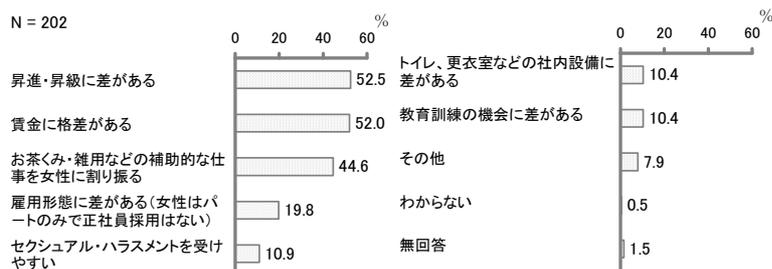
さらに、性別を理由とする差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント※やパワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益な取扱い（マタニティ・ハラスメント）等の根絶に向けて、一層の啓発活動を進めていきます。

女性の就業率を年齢別でみると、あま市においても30～34歳を底とするM字カーブを描く傾向がみられます。しかし、落ち込みは年々緩やかになっており、40歳代以降の就業率も高くなる傾向が見られます。

女性の年齢別就業率の推移（あま市）



職場での男女の格差



「昇進・昇級に差がある」の割合が52.5%と最も高く、次いで「賃金に格差がある」の割合が52.0%、「お茶くみ・雑用などの補助的な仕事を女性に割り振る」の割合が44.6%となっています。

施策⑳ 男女の雇用平等に向けた啓発、情報提供

施策の内容	具体的な取組	担当課
市のホームページやチラシなどを利用して、働きやすい環境整備のための情報を市民や企業に提供します。	男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図る法令・制度の周知	産業振興課
	女性の再就職のためのセミナー等の情報提供	人権推進課

施策㉑ 職域の拡大

施策の内容	具体的な取組	担当課
性別に捉われず、一人ひとりの能力や適性を考慮した職員配置を進めます。	性別に捉われない人事管理の推進	人事秘書課

施策㉒ 商工業、農業等自営における男女共同参画の推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
実質的に共同経営をしている女性が、対等なパートナーとして方針決定や経営に参画することができるよう情報提供や意識啓発を行います。	家族経営における適正な労働時間や休日の確保等、就業条件の整備についての普及・啓発	産業振興課
	農業における家族経営協定*の締結の促進	

施策㉓ 働きやすい職場環境の整備

施策の内容	具体的な取組	担当課
労使間のトラブル、待遇の問題、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの労働問題全般について、県から派遣された専門員が月1回市役所で相談に応じます。	巡回労働相談の実施	産業振興課
事業主を対象に、社会保険労務士を派遣し、雇用する労働者の休業・雇用問題・年金相談、労使間のトラブル、労働条件の整備等の相談に応じます。	特定社会保険労務士による派遣労働相談	
様々なハラスメントに対しての啓発事業を実施します。	広報等によるハラスメントに関する情報提供	人権推進課 産業振興課

※ハラスメント・・・いろいろな場面での嫌がらせ、いじめのことをいいます。他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。

※家族経営協定・・・家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

基本目標 4 様々な困難を抱える人々への支援

基本方針9 高齢者、障がい者、外国人等への支援

本市の高齢化率は増加傾向にあり、県より高い水準にあります。女性の平均寿命は男性より長く、高齢者施策の影響は女性の方が強く受ける傾向にある中で高齢期女性の低年金、無年金問題、さらには虐待や消費者被害等の人権侵害が社会問題となっています。

そこで、高齢者が社会から孤立することなく住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、生きがい活動や介護予防の充実を図るとともに、社会活動などへの参加を働きかけていきます。

障がい者については、障がいについての無理解・無関心が、障がい者の自立や社会参加を阻んでいる要因にもなっていることから、人権意識の普及・啓発を推進し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等を踏まえて、障がいのある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、社会参加や、就労を支援するためのサービスの利用を促進し、障がい者が地域で自立した生活を送り、自分らしい生き方ができるよう支援していきます。

さらに、虐待や消費者被害にあいやすい高齢者、障がい者を見守るための地域の連携ネットワークを整備し、保護者（家族）の介護負担が軽減されるよう多様なサービスの充実にも取り組んでいきます。

外国人においては、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立など外国籍であるがための不便や差別があることに加えて、女性であることにより更に複合的な困難に置かれていることに留意しながら、国境を越えた相互交流、日本で生活する外国人への教育、多言語での情報提供や相談体制の整備を図っていきます。

第3章

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

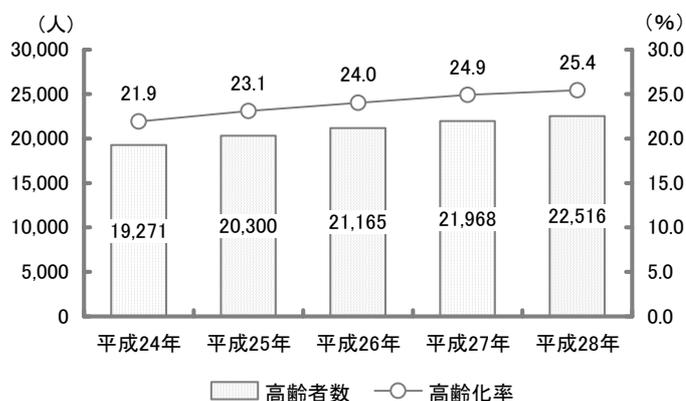
基本目標 4

基本目標 5

基本目標 6

高齢者（65歳以上）人口は増加傾向にあり、平成28年4月1日現在で22,516人となっています。高齢化率も、増加傾向にあり、平成28年4月1日現在25.4%となっています。

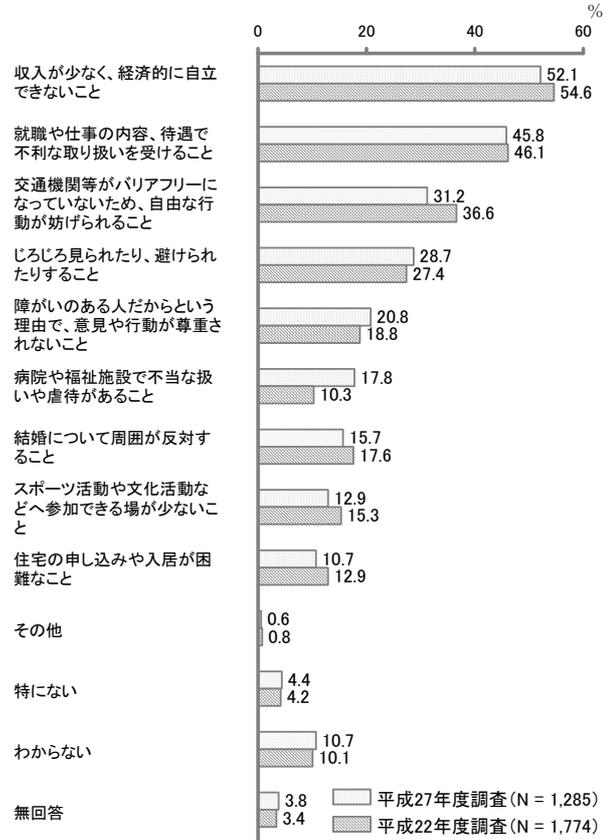
あま市の高齢者数と高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

障がいのある人に関する人権上の問題について

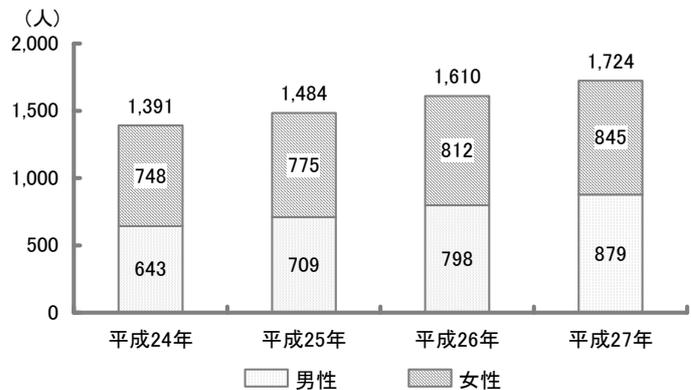
「収入が少なく、経済的に自立できないこと」の割合が52.1%と最も高く、次いで「就職や仕事の内容、待遇で不利な取り扱いを受けること」の割合が45.8%、「交通機関等がバリアフリーになっていないため、自由な行動が妨げられること」の割合が31.2%となっています。平成22年度調査と比較すると、「病院や福祉施設で不当な扱いや虐待があること」の割合が7.5ポイント増加しています。



資料：人権に関する市民意識調査（平成27年度）

あま市の外国人住民数の推移

外国人住民数は増加傾向にあり、平成27年12月31日現在で男性外国人が879人、女性外国人が845人、合計1,724人となっています。



資料：市民課（各年12月31日現在）

施策⑳ 高齢者の社会参画促進

施策の内容	具体的な取組	担当課
高齢者が生きがいを持って積極的に社会に関わっていけるような機会を提供します。	生涯学習やスポーツ活動に参加できる機会の充実	生涯学習課 スポーツ課
	シルバー人材センターへの支援	高齢福祉課
	ボランティア活動の啓発による社会参加の促進	

施策㉑ 高齢者の生活自立のための取組

施策の内容	具体的な取組	担当課
高齢者が住み慣れた地域で安心した生活ができるよう、環境の整備を図り、地域社会全体で高齢者の生活を支援します。	介護予防事業の推進（再掲）	高齢福祉課 健康推進課 人権推進課
	生きがい対策とひきこもり防止のための男性高齢者を対象とした料理教室の開催	健康推進課
	外出の際の緊急時の連絡先などを記載できる安心カードの普及	高齢福祉課
	高齢者虐待に関する周知・啓発	
	高齢者の成年後見制度の活用促進	
	I C T※を活用した医療と介護サービスの連携	産業振興課
	消費者被害未然防止のための情報提供	
消費生活相談の実施		

施策㉒ 高齢者の現状把握と相談業務の充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
高齢者を取り巻く実情を把握し、必要な情報を提供するとともに、多様な相談ニーズに対応できるよう相談業務を充実させます。	高齢者や家族に対する総合的な相談支援	高齢福祉課
	高齢者虐待対応マニュアルの活用	
	高齢者地域見守り体制の充実（高齢者地域見守り協定）	

※ I C T・・・Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のことをいいます。情報通信技術を利用した情報や知識の共有・伝達といったコミュニケーションの重要性を伝える場面で活用がされており、パソコンや電子黒板、医療情報ネットワーク、気象情報ネットワークなど様々な分野で使用されています。

施策⑳ 障がい者の人権に関する意識啓発

施策の内容	具体的な取組	担当課
障がい者の人権について理解を深めるため、人権意識の普及・啓発を推進します。	広報、市ホームページ等による障がい者の人権に関する情報提供と意識啓発	人権推進課

施策㉑ 障がい者の社会生活力向上のための取組

施策の内容	具体的な取組	担当課
障がい者が地域で安心して暮らせるように、介助者が様々な制度を活用しながら、仕事と介護・介助が両立できるように、情報提供と環境整備に努めます。	障がい者の社会参加を一層推進するための支援	社会福祉課
	外出に伴う支援や補装具等の給付	
	日中活動の場及び短期入所等サービスの提供	
	就労促進のための情報提供と相談支援	
	手話通訳者による窓口対応や派遣等	スポーツ課 社会福祉課
	スポーツ・レクリエーション・文化活動を行う場の提供	
障がい者に対する手当等制度の周知と継続	社会福祉課 保険医療課	

施策㉒ 地域福祉推進のネットワークの構築

施策の内容	具体的な取組	担当課
障がい者の権利擁護、地域移行・地域定着支援などといった地域福祉推進のためのネットワークの構築に向けた取組を行います。	海部東部障害者総合支援協議会の機能の充実	社会福祉課

施策⑳ 外国人が安心して暮らせるための環境づくり

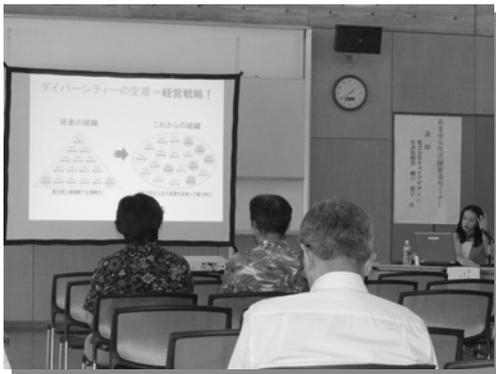
施策の内容	具体的な取組	担当課
市内に在住している外国人が言葉を気にせず安心して生活できるよう、生活関係情報を入手しやすい環境づくりや相談体制を充実させます。	防災マップや生活便利帳など市の広報物を多言語に翻訳	企画政策課
	市ホームページにおける多言語表記の実施	
	相談時における関係情報の入手	
	市民団体による外国人を対象とする日本語教室の充実	
	市民団体との連携による国際交流事業の推進	

施策㉑ 外国人児童生徒の教育への配慮

施策の内容	具体的な取組	担当課
外国人児童生徒に対して日本語の指導をはじめとする適切な支援を行います。	必要に応じた日本語指導とスクールサポーター*の配置	学校教育課
	スクールサポーターによる外国人児童生徒の教育支援の充実	



*スクールサポーター・・・小中学校で特別な支援が必要な児童生徒の学習・学校生活支援や教職員の補助をする人のことをいいます。



「女性活躍推進セミナー」



サテライトセミナー「オペラで綴る法律のお話」



「夫婦で3分クッキング」



「親子で日曜大工」



「パパと一緒にパンづくり」

第3章

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

基本目標 5

基本目標 6

基本目標 4 様々な困難を抱える人々への支援

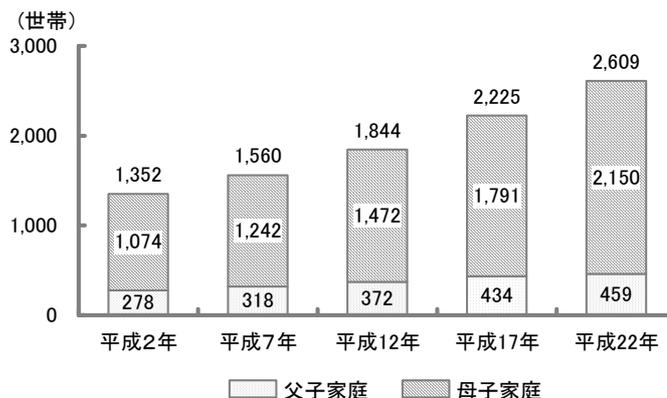
基本方針 10 貧困等生活上の困難に直面する人々への支援

単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造が変化している中で、非正規雇用労働者やひとり親など、生活上の困難に陥りやすい女性が増加しています。平成25年の厚生労働省の調査によると、母子世帯のうち46.5%が年間所得額200万円未満であり、49.4%が生活を「大変苦しい」と感じています。

このため、ひとり親家庭の生活の安定と質の向上を図るため、きめ細かなサービスを提供していくとともに、就労支援や経済支援の充実に努めるほか、日常生活上困ったこと、悩みなどを抱えた時に気軽に相談できる体制づくりを進めていきます。

ひとり親家庭の数は父子家庭、母子家庭とも増加しており、母子家庭は平成2年から平成22年までの20年間で約2倍になっています。

あま市のひとり親家庭の世帯数の推移



あま市の生活困窮者相談件数

	平成27年度
生活困窮者相談件数	232件

資料：社会福祉課



施策③④ ひとり親等生活困窮者への支援

施策の内容	具体的な取組	担当課	
ひとり親等生活困窮者の生活が安定するように福祉制度を充実させ、様々な支援を行います。	母子・父子自立支援員による就業相談	子育て支援課	
	母子家庭等自立支援給付金の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付事業の実施		
	生活に関わるあらゆる相談にきめ細かに対応するための母子家庭等相談の実施		
	児童扶養手当や遺児手当（県・市）の支給		
	ひとり親家庭の子どもへの生活・学習支援	人権推進課	
	女性の再就職のためのセミナー等の情報提供（再掲）		
	医療費の自己負担額助成		保険医療課
	就学援助費の支給		学校教育課
生活困窮者への支援	社会福祉課		



基本目標 4 様々な困難を抱える人々への支援

基本方針 11 性的少数者、複合的に困難な状況に置かれている人々への支援

性的指向^{*}や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障がいがあること、日本で働き生活する外国人であること、同和問題等の困難を抱えた人であることなどに加え、女性であることから複合的に困難な状況に置かれている場合について、人権侵害があってはならないなどの人権尊重の観点からの配慮が必要です。

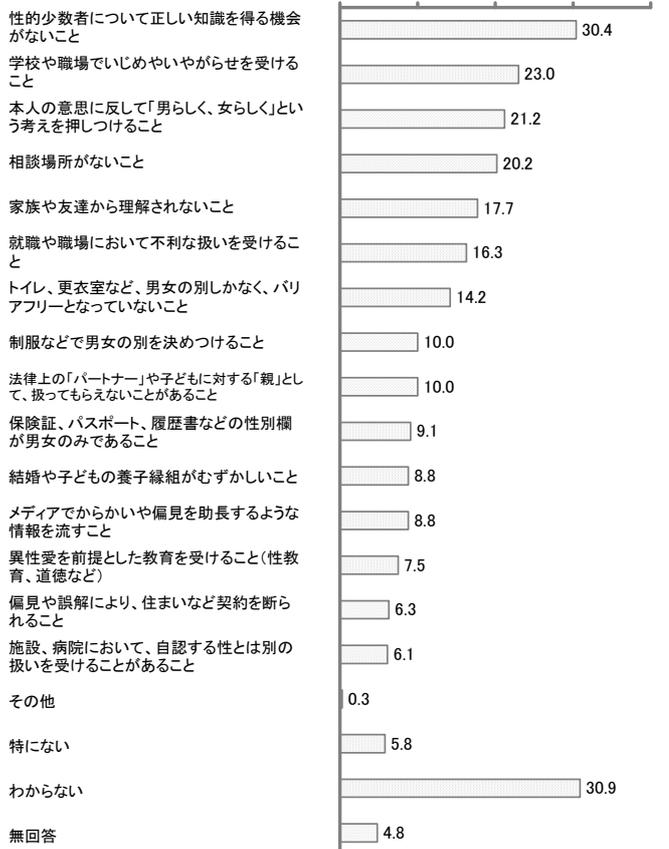
市民意識調査によると、性的少数者の人々に関する人権上の問題については、「わからない」「性的少数者について正しい知識を得る機会がないこと」の割合が高くなっており、広く市民に対して多様な性のあり方への理解を深める取組が必要となっています。

そのため、様々な困難を抱える人々が、自立や社会参画への意欲が妨げられることなく安心して暮らすことができるよう、男女共同参画の視点に立ってそれぞれの状況に配慮した取組を進めていきます。

「わからない」の割合が 30.9%と最も高く、次いで「性的少数者について正しい知識を得る機会がないこと」の割合が 30.4%、「学校や職場でいじめやいやがらせを受けること」の割合が 23.0%となっています。

性的少数者の人々に関する人権上の問題について

N = 1,285



資料：人権に関する市民意識調査（平成 27 年度）

施策⑳ 人権尊重を基盤とした取組

施策の内容	具体的な取組	担当課
性的少数者（LGBT等）※についての理解を促進するとともに、複合的に困難な状況に置かれている人々が安心して暮らしていけるよう、人権尊重の観点から人権教育や人権啓発を進めていきます。	啓発パンフレットの作成（再掲）	人権推進課
	広報、パンフレット、市ホームページ等による情報の提供（再掲）	
	人権の尊重に関する講演会、映画会、パネル展示、セミナー等の開催（再掲）	
	啓発用DVDの貸出し	
	LGBTなどに関するセミナーや啓発パンフレットの作成	学校教育課
人権尊重の精神を身につけるための道徳教育の実施（再掲）		



※性的指向・・・人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛のことを指します。

※性的少数者（LGBT等）・・・LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル（両性愛）、トランスジェンダー（心と体の性が一致しない人））や、自分を男女どちらとも思わないXジェンダー、誰にも性的感情が向かないアセクシュアルなどを含みます。

基本目標 4 様々な困難を抱える人々への支援

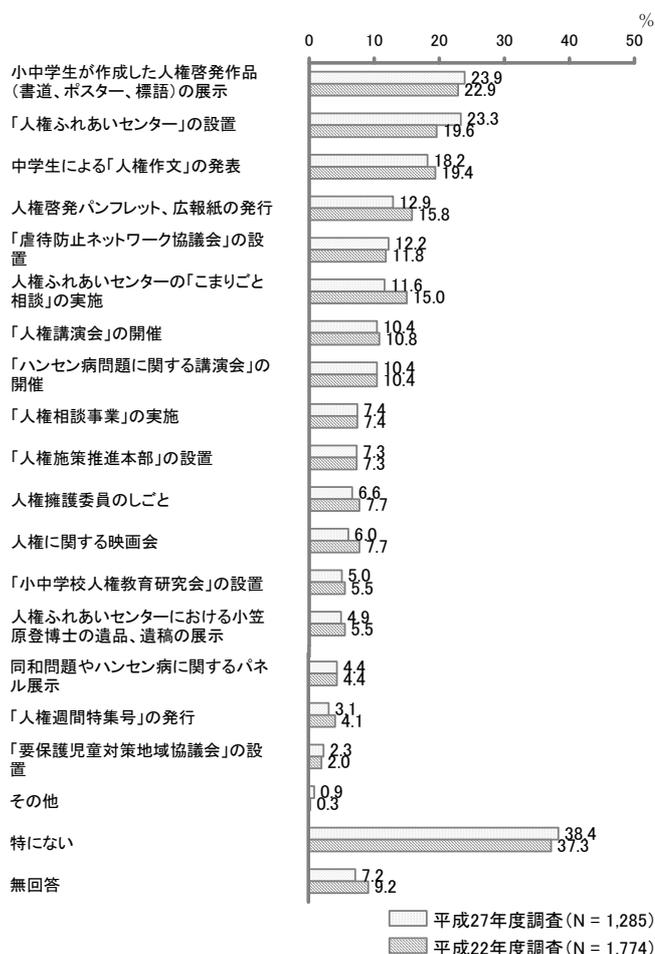
基本方針 12 相談業務の充実

あま市では、女性や子どもに関する相談をはじめ、高齢者や障がい者の権利擁護に関する相談、同和問題、外国人の生活相談など、様々な困難を抱える人々への支援として相談事業を実施しています。しかし、市民意識調査によると、人権問題に関する施策の認知状況については、「人権相談事業の実施」は7.4%と、前回調査と同様に、認知度は低い状況にあります。

そのため、誰もがこのような相談窓口を身近に感じ、気軽に相談できる環境を整え、広く相談窓口の周知を図るとともに、相談員の資質の向上に努めていきます。また、各相談機関との連携を図り、相談内容に応じて、速やかに適切な支援に結びつけることができるよう、きめ細かな相談支援体制を構築していきます。

「特になし」の割合が38.4%と最も高く、次いで「小中学生が作成した人権啓発作品（書道、ポスター、標語）の展示」の割合が23.9%、「人権ふれあいセンター」の設置」の割合が23.3%となっています。平成22年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。

人権問題に関する施策の認知状況



資料：人権に関する市民意識調査（平成27年度）

施策⑳ 相談体制の充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
女性や子どもに関する人権問題をはじめ、高齢者、障がい者、外国人、同和問題等人権に関わる様々な問題に対応するため、人権擁護委員等による身近な相談窓口や専門家による相談窓口を開設しています。	広報、市ホームページ等を利用した相談開催日の周知	関係各課
	相談関係機関との連携強化	



基本目標5 生涯を通じた健康支援

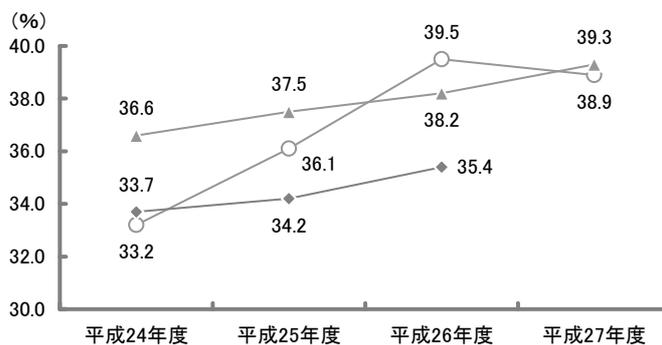
基本方針13 心とからだの健康づくりへの支援

生涯にわたって健康で自分らしい生活を送ることは、男女共同参画社会の基本であり、男女の異なる健康上の問題を社会全体で総合的に支援することが必要です。

そのため、市民一人ひとりが生涯を通じて健康を保持できるよう、各ライフステージに応じた各種健診等を充実させ、生活習慣病予防やその他の疾病予防に関する様々な情報提供・健康相談事業を実施し、男女が主体的に性差に応じた心と体の健康づくりに取り組むことを支援します。また、性別や年齢にかかわらず、すべての人がスポーツ活動に取り組む環境づくりも進めていきます。

特定健診の受診率の推移をみると、平成26年度まで増加していましたが、平成27年度では38.9%と、平成26年度に比べ0.6ポイント減少しています。愛知県と比較すると、平成27年度で0.4ポイント低い状況となっています。

特定健診の受診率の推移



○— あま市 ▲— 愛知県 ◆— 全国

※平成27年度の全国の値は未公表

資料：あま市 法定報告
国、愛知県 市町村国保特定健康診査・
特定保健指導実施状況概況報告書



施策⑳ 健康増進事業の推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
市民が自らの健康について自覚を深め、継続的で主体的に生涯を通じて健康づくりに取り組めるよう支援します。	各種検診・健康診査の実施	健康推進課
	健康教室の開催	
	健康相談の実施	
	健康づくりボランティアの活動支援	
	がん予防をはじめとした生活習慣の知識の普及	
	臨床心理士による心の悩みなどの個別相談の実施	

施策㉑ 地域スポーツの推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
スポーツを通じた健康づくりを進めるため、地域で気軽にスポーツに親しむための取組を行います。	気軽に参加できるスポーツイベントの開催	スポーツ課
	スポーツを推進している団体への支援	



基本目標5 生涯を通じた健康支援

基本方針14 妊娠・出産等に関する健康支援

妊娠・出産は女性にとって心身ともに大きな変化があり、女性の健康支援にとっても大きな節目となります。近年の晩婚化により、出産年齢は上昇傾向にあり、出産に伴うリスクが大きくなることが懸念されます。

そのため、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育てにわたり切れ目のない支援体制を充実させていきます。

また、身体の発達とともに子どもの性の早熟化が進んでおり、望まない妊娠や性感染症に関する適切な予防についての的確な判断ができるよう、早い時期からの思春期保健対策を進めていきます。

第3章

基本目標1

基本目標2

基本目標3

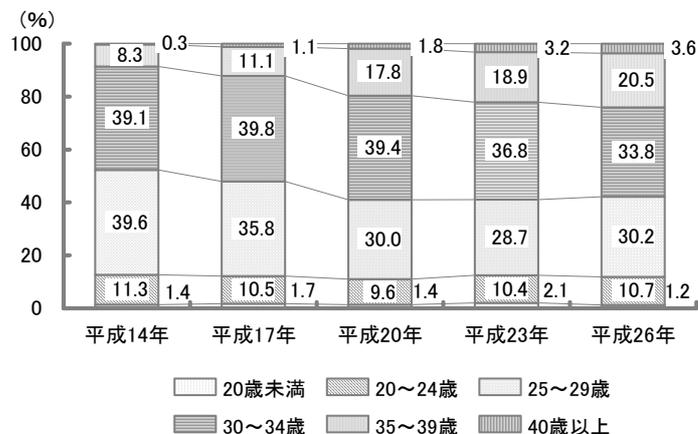
基本目標4

基本目標5

基本目標6

全出生児の母の年齢階級割合の推移は、35歳以上で増加傾向となっています。

出生児の母の年齢階級別割合の推移



資料：愛知県衛生年報



施策③⑨ 母子保健事業の充実

施策の内容	具体的な取組	担当課
妊娠中から健やかな子どもを産むことができるよう、妊婦健診をはじめとする支援体制を充実させます。また、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するとともに、多様な教育・保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援を行います。	妊婦健康診査費用の助成	健康推進課
	産後健康診査費用の助成	
	妊娠中の不安の軽減のための家庭訪問、出産後の育児に関する悩みの軽減、虐待の予防を目的とした「こんにちは赤ちゃん訪問」の実施(再掲)	
	妊婦とその夫を対象としたマタニティ教室の開催	
	一般不妊治療費の助成	
	妊娠・子育てつなぐサポート事業の実施	子育て支援課
子育てコンシェルジュ事業の実施(再掲)		

施策④⑩ 学校等との連携による思春期保健の推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
学校等との連携を図り、男女がお互いの性と健康について理解し、尊重しあうことができるよう情報提供を行います。	発達段階に応じた適切な性教育やHIV/エイズ等の教育の推進	学校教育課 健康推進課 人権推進課



基本目標 5 生涯を通じた健康支援

基本方針 15 女性特有の疾患に対する支援

女性は、子宮がんや乳がん、更年期障害など、女性特有の疾患を経験する可能性があります。生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

子宮がんや乳がんに罹患する女性は増加傾向にある中、あま市では、子宮がん検診、乳がん検診の受診率は低い状況であり、特に子宮がん検診の受診率は県と比較して低い状況です。がん対策は早期発見・早期治療が最も有効な手段であることから、受診率向上が課題となっています。

そのため、子宮がんや乳がんの早期発見・早期治療につなげるため、市民に検診の重要性を周知し、受診勧奨に努め、受診率向上を目指していく必要があります。

また、思春期、子育て期、更年期、老年期というライフステージごとの課題に応じた健康づくりを図ることで、女性が様々な活動に参画できるよう支援していきます。

第3章

基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

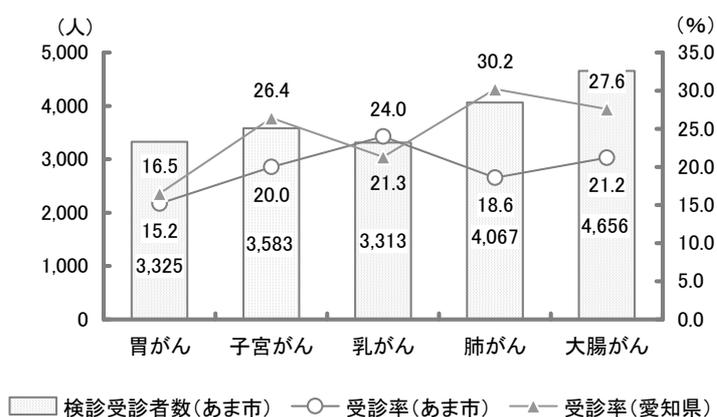
基本目標 4

基本目標 5

基本目標 6

大腸がんの受診率が21.2%、肺がんの受診率が18.6%、胃がんの受診率が15.2%、乳がんの受診率が24.0%、子宮がんの受診率が20.0%となっています。

がん検診受診者数及び受診率（平成26年度）



資料：健康推進課

施策④① 女性の生涯にわたる健康づくりへの支援

施策の内容	具体的な取組	担当課
女性に特有のがんである子宮がんや乳がんの早期発見・早期治療につなげるため、子宮がん・乳がんに関する適切な知識やがん検診の必要性について、情報提供、普及啓発に努め、検診の受診率向上を目指します。	節目対象者における子宮がん、乳がんの無料検診の実施	健康推進課
	妊娠期の子宮がん検診費用の助成	
	女性のライフステージに応じた健康に関する情報提供	健康推進課 人権推進課



健康福祉まつり
「パネルとクイズで学ぼう男女共同参画」



基本目標6 暴力の根絶のための基盤づくり

(あま市DV防止基本計画)

基本方針16 暴力の根絶に向けた意識啓発

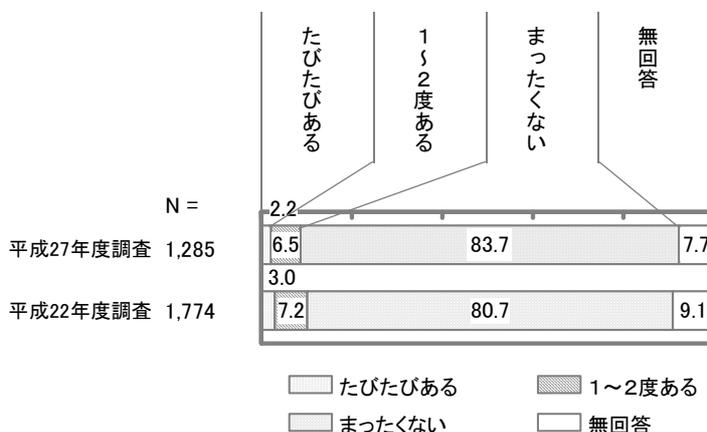
配偶者や恋人など親密なパートナーからの暴力（DV）による被害の相談件数が全国的に増加しています。DVは、被害者への重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を図る上で克服すべき重大な課題です。DV被害者の多くは女性であり、その背景には男女の不平等な関係や経済力の格差などが存在しています。

また、セクシュアル・ハラスメント、児童虐待、性暴力、ストーカー等の暴力も、個人の尊厳を傷つける社会的に許されない行為であり、社会構造の複雑化や性別による固定観念が引き金となっている場合もあります。

そのため、これらの暴力を未然に防ぐために、「どのような暴力も絶対に許さない」という意識を徹底させ、加害者にも被害者にもならない意識づくりを推進していきます。

「たびたびある」と「1～2度ある」をあわせた“ある”の割合が8.7%となっています。

DVを受けた経験



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成27年度）

施策④② 暴力防止に関する啓発・情報提供の推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
男女間のあらゆる暴力を許さない社会をつかっていくための啓発と情報提供を推進します。	啓発パンフレットの作成	子育て支援課 人権推進課 産業振興課
	DVやセクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力の根絶に向けた広報、市ホームページ等による啓発と情報提供	



「DV防止セミナー」



「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」

このシンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

基本目標6 暴力の根絶のための基盤づくり

(あま市DV防止基本計画)

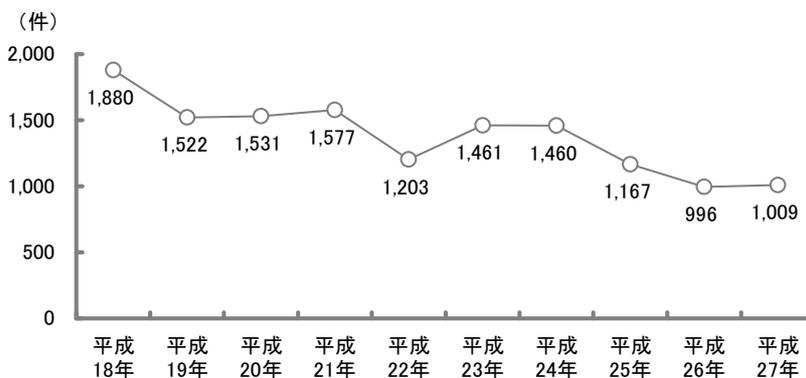
基本方針17 犯罪防止に配慮した環境整備

近年では、都市化、高齢化の進行、人間関係の希薄化や、単身世帯の増加など様々な社会構造の変化に伴い、地域における連帯意識が薄れ、地域社会の犯罪抑止機能の低下が懸念されています。

あま市における平成27年中の犯罪発生件数は1,009件となっており、近年は横ばい傾向にあります。また、平成27年度のあま市不審者情報配信メールの件数は、31件となっており、不審者やわいせつ等、主に女性や子どもを狙った犯罪や犯罪の前兆と思われる情報も多数寄せられています。

そのため、犯罪を未然に防止するために、市民一人ひとりが防犯意識を高めるとともに、地域が連携して犯罪が発生しにくい環境づくりを進めていきます。

あま市における刑法犯の認知件数（平成18年～平成27年）



資料：安全安心課

あま市の刑法犯認知件数（平成27年）

	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他の刑法犯	合計
認知件数	7	47	755	25	4	171	1,009
(割合)	(0.7%)	(4.7%)	(74.8%)	(2.5%)	(0.4%)	(16.9%)	(100.0%)

あま市不審者情報配信メールの種類別件数（平成27年度）

	不審者	わいせつ行為	振り込め詐欺	窃盗	その他	合計
配信件数	7	5	7	12	0	31

資料：安全安心課

施策④③ 地域における防犯対策の推進

施策の内容	具体的な取組	担当課
市と市民が連携して犯罪被害にあわないための活動や犯罪を抑止する環境整備の充実に努め、犯罪を起こさせない地域づくりを進めます。また、防犯意識を高めるための活動を推進します。	おはこんあいさつ運動の推進（再掲）	安全安心課
	防犯啓発プレートの配布	
	自転車防犯パトロールの推進	
	青色防犯パトロール団体の設置	
	地域防犯灯の設置支援	
	広報、市ホームページ、街頭啓発等による情報提供や啓発活動	
	公用車の青色防犯パトロール車化	総務課 安全安心課



「護身術教室」



基本目標 6 暴力の根絶のための基盤づくり

(あま市DV防止基本計画)

基本方針 18 被害者の実情に応じた切れ目のない支援体制の充実

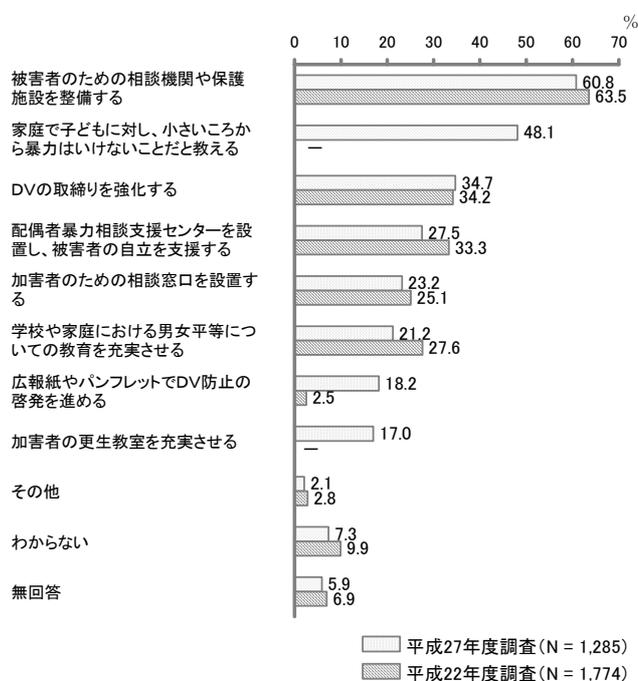
DVや子ども等の虐待の対応には、発見、相談から一時保護や、自立生活の支援などの様々な支援が必要となり、関係する機関が情報を共有し、連携して取り組む必要があります。

市民意識調査によると、DVを防止するために必要な事柄については、「被害者のための相談機関や保護施設を整備する」が60.8%と最も多く、被害者救済のための社会資源が必要とされています。

そのため、今後は相談機関の周知や情報提供の充実を図るとともに、関係機関が連携し、安心して相談できる体制づくりを進めていきます。また、被害からの回復のための取組を進め、関係機関が連携して被害者の救済や自立支援に、きめ細かく対応していきます。

「被害者のための相談機関や保護施設を整備する」の割合が60.8%と最も高く、次いで「家庭で子どもに対し、小さいころから暴力はいけないことだと教える」の割合が48.1%、「DVの取締りを強化する」の割合が34.7%となっています。

DVを防止するために必要な事柄



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成27年度）

※平成22年度調査には、「家庭で子どもに対し、小さいころから暴力はいけないことだと教える」「加害者の更生教室を充実させる」の選択肢はありませんでした。

施策④④ 相談・支援体制の充実と周知

施策の内容	具体的な取組	担当課
DVや虐待に関する相談窓口を広く周知し、被害の早期発見に努めるとともに、関係機関との連携を充実し、被害者の実情に応じた切れ目のない支援を行います。	DV被害者の安全確保と一時保護の実施	子育て支援課
	窓口のワンストップ化の推進	
	相談員の資質向上	
	住民基本台帳の閲覧等に関する取扱いの周知徹底	市民課
	リーフレットや広報、市ホームページによる相談窓口等の情報提供	高齢福祉課 社会福祉課 子育て支援課 健康推進課 学校教育課 人権推進課
	あま市虐待等防止ネットワーク協議会によるDV被害者支援体制の充実	



第4章

計画の推進

1 庁内における計画推進体制の充実

男女共同参画を進める上で、行政の果たす役割は大きく、施策はあらゆる分野にわたるため、すべての職員が男女共同参画の視点を持って事業実施に取り組むことが重要です。

また、全庁あげて男女共同参画を推進するため、「あま市人権施策推進本部」を中心に関係部局と連絡調整を図りながら整合性を持って各施策に効果的に取り組みます。また、職員一人ひとりに対しては、男女共同参画に関する研修や男女共同参画の施策を推進する中で、男女共同参画についての理解の浸透を図ります。

2 市（行政）、市民、事業者等との連携

男女共同参画を推進していくためには、市民一人ひとりが自分自身のこととして理解し、自主的に取り組んでいくとともに、事業者等の主体的な参画が重要です。市（行政）、市民、事業者等の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を進め、事業の協働実施等の取組を推進します。

3 計画推進のための進行管理と評価

本計画をより実効性のあるものとするためには、施策の効果などを検証・評価し、必要に応じて実施方法などを見直していくことが重要です。そのために男女共同参画に対する市民意識調査をおおむね5年をめぐりに実施し、様々な取組に市民の意識を反映し、その浸透度や施策の効果を検証します。また、本計画に位置づけられる取組については、関連する部署において1年に1回実施状況を確認し、公表します。さらに、「あま市男女共同参画審議会」において計画の検討・見直しを行います。

4 数値目標

評価指標		策定時	現状値	目標値 平成 33 年度
基本目標 1 男女共同参画の理解の促進				
男女共同参画講演会の参加者数		—	230 人 (平成 26 年度)	400 人
【市民意識の変化】 「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない」人の割合		43.3% (平成 22 年度)	44.2% (平成 27 年度)	53.0%
【市民意識の変化】 日常的な仕事をしない男性の割合 前回と設問の選択肢がこととなるため、今回は「主に妻が行う」と回答した人の割合としています。	食事のしたく	48.3% (平成 22 年度)	61.3% (平成 27 年度)	38.0%
	子どもの世話	13.5% (平成 22 年度)	37.3% (平成 27 年度)	10.0%
こんにちは赤ちゃん訪問実施割合		70.0% (平成 23 年度)	88.4% (平成 27 年度)	100.0%
【市民意識の変化】 「自分の周りで子どもを虐待しているのではないか」と思ったことがある人の割合		9.2% (平成 22 年度)	13.5% (平成 27 年度)	0.0%
基本目標 2 男女平等意識を育てる教育・学習の充実				
幼児期家庭教育講座の定員に対する参加者率		70.0% (平成 23 年度)	100.0% (平成 27 年度)	100.0%
【市民意識の変化】 家庭生活において「男女の地位が平等である」と思う人の割合		31.6% (平成 22 年度)	32.8% (平成 27 年度)	41.0%
人権教育講演会の参加者数		600 人 (平成 23 年度)	800 人 (平成 27 年度)	800 人
【市民意識の変化】 学校教育の場において「男女の地位が平等である」と思う人の割合		61.4% (平成 22 年度)	61.2% (平成 27 年度)	71.0%
【市民意識の変化】 地域社会において「男女の地位が平等である」と思う人の割合		32.4% (平成 22 年度)	33.7% (平成 27 年度)	42.0%

評価指標	策定時	現状値	目標値 平成 33 年度
基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進（あま市女性活躍推進計画）			
審議会、委員会への女性登用率	22.4% (平成 24 年度)	21.0% (平成 28 年度)	30.0%
一般行政職の女性管理職比率	14.5% (平成 24 年度)	15.2% (平成 28 年度)	20.0%
あま市女性消防クラブ員数	25 人 (平成 23 年度)	25 人 (平成 28 年度)	100 人
【市民意識の変化】 女性の人権上の問題として「職場における差別待遇」と思う人の割合	46.0% (平成 22 年度)	46.5% (平成 27 年度)	36.0%
【市民意識の変化】 女性の人権上の問題として「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」と思う人の割合	56.1% (平成 22 年度)	61.4% (平成 27 年度)	46.0%
1 歳未満の低年齢児保育が実施可能な保育園数	11 施設 (平成 23 年度)	12 施設 (平成 27 年度)	12 施設
延長保育実施保育園数	12 施設 (平成 23 年度)	12 施設 (平成 27 年度)	12 施設
保育所等利用待機児童数	0 人 (平成 23 年度)	0 人 (平成 27 年度)	0 人
介護予防教室の開催数（一次予防事業※）	186 回 (平成 23 年度)	277 回 (平成 27 年度)	300 回
介護予防教室の参加者数（一次予防事業※）	1,974 人 (平成 23 年度)	3,945 人 (平成 27 年度)	4,200 人
基本目標4 様々な困難を抱える人々への支援			
自ら働き、経済的に自活している高齢者の比率（あま市総合計画）	87.6% (平成 22 年度)	85.7% (平成 27 年度)	88.0%
母子家庭等就業相談回数	月3回 (平成 23 年度)	随時開催 (平成 27 年度)	随時開催
【市民意識の変化】 地域間交流や国際交流への取り組みが満足と思う割合（あま市総合計画）	67.6% (平成 22 年度)	70.7% (平成 28 年度)	80.0%
【市民意識の変化】 人権相談事業の実施を知っている人の割合	7.4% (平成 22 年度)	7.4% (平成 27 年度)	17.0%

※平成 29 年度から「一般介護予防事業」へ移行

評価指標		策定時	現状値	目標値 平成 33 年度
基本目標5 生涯を通じた健康支援				
特定健康診査受診率		30.3% (平成 22 年度)	38.9% (平成 27 年度)	60.0%
マタニティ教室の参加率	妊婦	30.0% (平成 23 年度)	17.9% (平成 27 年度)	25.0%
	夫	7.0% (平成 23 年度)	10.1% (平成 27 年度)	12.0%
子宮がん検診受診率		22.9% (平成 22 年度)	20.0% (平成 26 年度)	50.0%
乳がん検診受診率		30.1% (平成 22 年度)	24.0% (平成 26 年度)	50.0%
基本目標6 暴力の根絶のための基盤づくり（あま市DV防止基本計画）				
【市民意識の変化】 「これまでに、DVを受けたことがない」と答えた人の割合		80.7% (平成 22 年度)	83.7% (平成 27 年度)	100.0%
あま市における1年間あたりの犯罪発生件数		1,461 件 (平成 23 年中)	1,009 件 (平成 27 年度)	1,000 件以下
【市民意識の変化】 DV被害者の相談できなかった理由として「誰（どこ）に相談してよいのかわからなかったから」と回答した人の割合		8.3% (平成 22 年度)	15.1% (平成 27 年度)	0.0%

資料編

1 策定の経緯

日 時	内 容
平成 28 年 1月13日から1月29日まで	市民意識調査の実施
5月24日	第1回あま市男女共同参画審議会 ○市長から審議会へ諮問 ○あま市男女共同参画プラン中期見直しについて
6月16日・24日	庁内ワークショップの開催
8月4日	第2回あま市男女共同参画審議会 ○あま市男女共同参画プラン中期見直し案について
9月12日から9月14日まで	庁内ヒアリングの実施
10月18日	第3回あま市男女共同参画審議会 ○あま市男女共同参画プラン（改訂版）素案について ○パブリックコメントの実施について
10月28日	庁内会議（人権施策推進本部会議）
11月14日から12月13日まで	パブリックコメントの実施
平成 29 年 1月30日	第4回あま市男女共同参画審議会 ○パブリックコメント結果について ○あま市男女共同参画プラン（改訂版）について
2月7日	審議会から市長へ答申
2月15日	庁内会議（人権施策推進本部会議）
3月	プラン策定

2 市民意識調査の概要

(1) 調査の目的 ●●●●●●●●●●

平成24年度から10年間を計画期間とする「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」や「あま市男女共同参画プラン」に基づき、人権尊重のまちづくりや男女共同参画社会の実現に取り組んでおり、今までの施策の効果に対する検証など、今後より一層充実した取り組みを行っていく上での参考として、調査を実施しました。

(2) 調査対象 ●●●●●●●●●●

あま市在住の20歳以上を無作為抽出

(3) 調査期間 ●●●●●●●●●●

平成28年1月13日（水）から平成28年1月29日（金）まで

(4) 調査方法 ●●●●●●●●●●

郵送による配布・回収

(5) 回収状況 ●●●●●●●●●●

配布数	有効回答数	有効回答率
3,000 通	1,285 通	42.8%

3 あま市男女共同参画審議会規則

平成24年あま市規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、あま市男女共同参画推進条例（平成24年あま市条例第5号）第18条第4項の規定に基づき、あま市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、学識経験者その他市長が適当と認めたもののうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者に対して会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政部人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日以後最初に開催される審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

4 あま市男女共同参画審議会委員名簿

平成28年4月1日現在

氏名	役職等
○ 大角 佳生	あま市国際交流協会会長
太田 織江	海部津島女性の会会員
片岡 美和子	あま市民生委員・児童委員
近藤 純子	海部津島女性の会会員
杉本 正明	あま市社会福祉協議会副会長
角田 香代子	あま市行政相談委員
服部 光雄	人権擁護委員
前田 重廣	元あま市商工会顧問
◎ 村上 千代子	あま市女性の会会長
吉田 栄美	海部津島女性の会会員

(敬称略)

※ ◎会長 ○職務代理者

5 あま市男女共同参画推進条例

平成24年あま市条例第5号

日本国憲法には、すべて国民は、個人として尊重され、また法の下に平等であると明記されています。あま市では、この憲法の基本理念にのっとり人権尊重を基盤とした住みよいまちづくりに取り組み、すべての市民が平等である地域社会を目指してきました。しかしながら、依然として家庭、学校、地域、職場等における慣行の中に、性別による固定的な役割分担意識が根強く残り、男女が平等に社会に参画するには、なお一層の努力が必要になっています。

また、少子高齢化の進展や社会情勢の変化に対応し得る多様性に富んだ活力ある社会を築くためには、家庭生活や社会生活のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していくことが重要です。

ここに、わたしたちは、男女共同参画の推進にかかる基本理念を明らかにし、男女が、自分らしさと能力を十分に発揮し、互いに思いやり、認め合い、高めあって、輝くことのできる社会を共に創ることによって、「共創都市」をうたうあま市が、誰もが住みよく、希望にあふれた心豊かなまちとなることを願い、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）の基本的事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することによって、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって、男女が、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に不快感を与え、生活の環境を害すること又はその相手に不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者若しくは恋人等親密な関係にある、又は親密な関係にあった異性に対して振るわれる身体的、精神的及び経済的な暴力行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の各号に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女が互いの人権を尊重し、あらゆる分野において性別による差別的取扱いを受けることなく、自立した個人として能力を十分発揮できる機会が均等に確保されること。
- (2) 男女は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行によって、その活動の選択を阻害されることのないよう配慮されること。
- (3) 男女は、社会の対等な構成員として家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に対等に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女は、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動に対等に参画し両立することができるよう配慮されること。
- (5) 男女共同参画社会の実現に向けた取組は、国際的視野の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画施策を総合的に実施する責務を有する。

2 市は、市民及び事業者と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり自ら積極的に男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に平等に参画できる機会の確保に努めるとともに、男女が家庭生活及び職場生活を両立できるよう職場環境を整備することに努めるものとする。

2 事業者は、男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由とする差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) ドメスティック・バイオレンス

(市民に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において性別による固定的な役割分担及び異性に対する暴力を連想させ、又は助長する表現その他不必要な性的表現を行わないよう努めなければならない。

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(家庭生活における活動と他の諸活動の両立支援)

第10条 市は、男女がともに育児、介護その他の家庭生活における活動と学校、地域、職場等における家庭生活以外での活動を両立することができるように必要な支援を行うよう努めなければならない。

(教育及び学習に対する支援)

第11条 市は、男女共同参画について理解が深まるように、幼児期からの学習を支援するとともに、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育において、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(生涯を通じた健康支援)

第12条 市は、男女が互いに性差を理解し、生涯を通じて心身ともに健康に過ごすことができるよう、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(情報提供及び広報活動)

第13条 市は、男女共同参画の推進活動を行う市民及び事業者に対し、情報の提供その他必要な支援を行うとともに、男女共同参画に関する理解を深めるための広報活動を行うものとする。

(参画機会の拡大)

第14条 市は、市民及び事業者と協力し、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野において、性別にかかわらず能力を発揮する機会が均等に確保されるよう努めなければならない。

(推進体制の整備)

第15条 市は、男女共同参画施策を推進するため、必要な推進体制を整備するよう努めなければならない。

(調査研究)

第16条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査研究及び情報の収集を行わなければならない。

(相談の対応)

第17条 市は、男女共同参画の推進を阻害する権利侵害に関する市民、事業者等からの相談に対応するため、関係機関との連携を図り、支援体制の整備充実に努めなければならない。

(男女共同参画審議会の設置)

第18条 市に、あま市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する必要事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。
- 3 審議会は、男女共同参画の推進に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し意見を述べることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第19条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

6 男女共同参画社会基本法

平成11年法律第78号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の名号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう

に努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) (略)
- (2) 附則(中略)第28条並びに第30条の規定

公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

- (1)から(10)まで 略
 - (11) 男女共同参画審議会
- (別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) (抄)

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年法律第31号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）

を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫

を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- (1) 面会を要求すること。
 - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居

を除く。以下この項において同じ。) その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、

当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。
（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
- (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成16年6月2日法律第64号）

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成19年7月1日法律第113号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則（平成25年7月3日法律第72号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附則（平成26年4月23日法律第28号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 第1条中次世代育成支援対策推進法附則第2条第1項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日
- 2 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

(政令への委任)

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年法律第64号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

(3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これ

を定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 1 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 2 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 3 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り

消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の1部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その1部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

1 第18条第4項の規定に違反した者

2 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

1 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

2 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

3 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- 1 第10条第2項の規定に違反した者
- 2 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 3 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、2万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

- 2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）の一部を次のように改正する。

別表第1第20号の25の次に次の1号を加える。

20の26 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法（平成11年法律第89号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項の表に次のように加える。

平成38年3月31日

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第5条第1項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

9 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採 択 1979年12月18日（国連第34回総会）
日本国 1980年7月17日署名
1985年6月25日批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性にに基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保す

るため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

10 日本国憲法（抜粋）

昭和21年11月3日公布
昭和22年 5月3日施行

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

②華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

②配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

11 男女共同参画に関する動き

	世界の動き	国の動き	県の動き
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際婦人年世界会議」開催（メキシコシティ）、「世界行動計画」採択 ・国連総会「国連婦人の十年（1976～1985）」を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題企画推進本部」設置、「婦人問題企画推進会議」開催 ・「育児休業法（女子教育職員、看護婦、保母等）」制定（昭和51年4月施行） 	
1976年 (昭和51年)			<ul style="list-style-type: none"> ・総務部に青少年婦人室を設置
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部「国内行動計画」決定 ・労働省「若年定年制・結婚退職制等改善年次計画」策定 ・総理府婦人問題担当室「国内行動計画前期重点目標」発表 	
1978年 (昭和53年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「愛知県地方計画・推進計画'78～'80」に婦人の項目を設ける
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年E S C A P地域会議」開催（ニューデリー） ・国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省「相続に関する民法改正要綱試案」公表 	
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> ・O E C D「婦人の雇用に関するハイレベル会議」開催 ・「国連婦人の十年1980年世界会議」開催（コペンハーゲン） ・「女子差別撤廃条約（略称）」の署名式 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子差別撤廃条約」署名 	
1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> ・I L O総会「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」及び「同勧告」を採択 ・「女子差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ・「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行 ・婦人問題企画推進本部「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」決定 	
1982年 (昭和57年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「国民年金法等の一部を改正する法律」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次愛知県地方計画」に婦人部門を位置づける
1983年 (昭和58年)			
1984年 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年E S C A P地域会議」開催（東京） 		
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年世界会議」開催 ・西暦2000年に向けてのナイロビ将来戦略採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「国籍及び戸籍法の一部を改正する法律」施行 ・「男女雇用機会均等法」制定（昭和61年4月施行） ・「女子差別撤廃条約」批准 	
1986年 (昭和61年)			
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 	
1988年 (昭和63年)			

	世界の動き	国の動き	県の動き
1989年 (平成元年)			・「あいち女性プラン」策定
1990年 (平成2年)	・ナイロビ将来戦略見直し勧告採択		
1991年 (平成3年)		・「育児休業法」制定(平成4年4月施行) ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定	・女性総合センター基本計画策定
1992年 (平成4年)			
1993年 (平成5年)	・「世界人権会議」開催(ウィーン)	・中学校の家庭科の男女必修、実施 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」制定・施行	・「審議会等委員への女性の登用推進要綱」制定
1994年 (平成6年)		・高等学校の家庭科の男女必修、学年進行により実施 ・男女共同参画室設置、男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置	・「あいち農山漁村女性プラン」策定
1995年 (平成7年)	・「第4回世界女性会議」開催(北京)、「北京宣言」及び「行動綱領」採択	・ILO156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)批准 ・「育児・介護休業法」制定・施行	
1996年 (平成8年)		・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997年 (平成9年)		・男女共同参画審議会設置法施行 ・「男女雇用機会均等法」改正(平成11年4月施行)	・女性問題懇話会「あいち女性プラン」見直しの基本方向について提言 ・「あいち男女共同参画2000年プラン」策定
1998年 (平成10年)			・「愛知2010計画」策定(分野別計画に男女共同参画を位置づけ)
1999年 (平成11年)		・「男女共同参画社会基本法」制定(平成13年1月施行)	
2000年 (平成12年)	・国連特別総会/女性2000年会議開催(ニューヨーク国連本部)、「政治宣言」及び「成果文書」を採択	・「ストーカー規制法」制定・施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・男女共同参画懇話会提言「21世紀初頭の男女共同参画新プランの基本方向について」
2001年 (平成13年)		・男女共同参画会議設置 ・内閣府に男女共同参画局が新設 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」制定・施行	・「あいち男女共同参画プラン21～個性が輝く社会をめざして～」策定
2002年 (平成14年)		・「母子及び寡婦福祉法」改正(平成15年4月施行)	・愛知県男女共同参画推進条例施行
2003年 (平成15年)		・「次世代育成支援対策推進法及び少子化社会対策基本法」制定	
2004年 (平成16年)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正・施行 ・「育児・介護休業法」改正(平成17年4月施行)	・「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定

	世界の動き	国の動き	県の動き	あま市の動き
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会／「北京+10」開催（ニューヨーク国連本部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の再チャレンジ支援策検討会議「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち子育て・子育て応援プラン」策定 ・愛知県特定事業主行動計画「職員の子育て応援プログラム」策定 ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定 	
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第50回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク国連本部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正（平成19年4月施行） ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」改定 	
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第51回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク国連本部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（平成20年1月施行） ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県少子化対策推進条例施行 	
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第52回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク国連本部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和推進室」設置 ・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 ・「次世代育成支援対策推進法」改正（平成21年4月施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（2次）」策定 ・「男女共同参画に関する意識調査」実施 	
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第53回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク国連本部） 			
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第54回国連婦人の地位委員会／「北京+15」記念会合開催（ニューヨーク国連本部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいちはぐみんプラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・七宝町、美和町、甚目寺町の3町合併によりあま市誕生
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）」正式発足 		<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち男女共同参画プラン 2011～2015～多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第56回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク国連本部） 		<ul style="list-style-type: none"> ・「あいち仕事と生活の調和行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あま市男女共同参画推進条例」制定・施行 ・「あま市男女共同参画プラン」策定
2013年 (平成25年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第57回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク国連本部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（平成26年1月施行） ・「ストーカー規制法」改正・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3次）」策定 	

	世界の動き	国の動き	県の動き	あま市の動き
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> 第58回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク国連本部） 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（平成27年4月施行） 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画室」を「男女共同参画推進課」へ 「女性の活躍促進監」創設 	
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> 第59回国連婦人の地位委員会／「北京+20」記念会合（ニューヨーク国連本部） 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 「あいちはぐみんプラン2015-2019」策定 	
2016年 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> 第60回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク国連本部） 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児・介護休業法」改正（平成29年1月施行） 「男女雇用機会均等法」改正（平成29年1月施行） 「ストーカー規制法」改正（平成29年1月施行） 	<ul style="list-style-type: none"> 「あいち男女共同参画プラン2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
2017年 (平成29年)				<ul style="list-style-type: none"> あま市男女共同参画プラン（改訂版）策定



発行年月：平成29年3月

編集：あま市企画財政部人権推進課
〒490-1292 あま市木田戌亥18番地1

電話：052-444-1001(代表)

F A X：052-441-8330

H P：<http://www.city.ama.aichi.jp/>